

# 民生福祉常任委員会記録

平成30年12月5日

【開催日】 平成30年12月5日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時29分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	城戸信之	市民部次長兼市民生活課長	藤山雅之
市民生活課課長補佐兼消費生活センター主査	亀崎芳江	市民生活課課長補佐兼防犯交通係長	山本満康
環境課長	木村清次郎	環境課課長補佐	湯淺隆
環境課主査兼生活衛生係長	岩壁裕樹	企画政策課行革推進係長	佐貫政彰
福祉部長	岩本良治	福祉部次長兼高齢福祉課長	兼本裕子
福祉部次長兼国保年金課長	桶谷一博	高齢福祉課技監	河野静恵
高齢福祉課課長補佐	河田圭司	高齢福祉課主査	石井尚子
高齢福祉課主査兼介護保険係長	篠原紀子	高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長	荒川智美
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊	国保年金課課長補佐	石橋啓介
国保年金課国保係長	石田由記子	国保年金課収納係長	山田幸生
国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵	国保年金課特定健診係長	別府奈緒美
健康増進課長	尾山貴子	健康増進課課長補佐	銭谷憲典
健康増進課主査	大海弘美		
病院事業管理者	矢賀健	病院局事務部長	堀川順生
病院局事務部次長兼医事課長	岡原一恵	病院局総務課長兼庶務係長	和氣康隆
病院局総務課課長補佐兼経理係長	藤本義忠	病院局総務課経理係主任	村上陽子
病院局医事課医事係長	佐々木秀樹		

【事務局出席者】

事務局次長	石田隆	議事係主任	原川寛子
-------	-----	-------	------

【付議事項】

- 1 議案第 9 3 号 平成 3 0 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について（国保）
- 2 議案第 9 5 号 平成 3 0 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について（国保）
- 3 議案第 9 4 号 平成 3 0 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について（高齢）
- 4 議案第 1 0 1 号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市民生活）
- 5 議案第 1 0 2 号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について（環境）
- 6 議案第 1 1 2 号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について（環境）
- 7 議案第 1 0 0 号 平成 3 0 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について（病院）
- 8 議案第 1 0 3 号 山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例の制定について（健康）
- 9 閉会中の継続調査事項について

---

午前 9 時 開会

---

吉永美子委員長 皆様おはようございます。ただいまより民生福祉常任委員会を開催します。皆様のお手元に審査日程表があります。この審査内容に基づきまして審査を行ってまいりますので、議事運営に御協力お願いします。それでは早速ですが審査に入ります。その前に矢田委員につきましては同時刻で総務委員会に紹介議員として呼ばれていまして、そちらに行っていますので、その時間のみは欠席になっておりますので御了承ください。それではまず議案第 9 3 号平成 3 0 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について審査を行います。執行部からの説明をお願いします。

桶谷福祉部次長 おはようございます。それでは、議案第 9 3 号平成 3 0 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について説明します。今回の補正の主なものは、平成 2 9 年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、各事業費については、決算を見込んで予算額を調整し、人件費についても、人事異動に伴い予算額を調整しています。最初に予算書の 1 ページをお願いします。歳入歳出とも 1 億 4, 6 2 9 万

3, 000円を追加し、総額を69億9, 297万5, 000円とするものです。

それでは、慣例によりまして、歳出から説明します。8、9ページをお願いします。上段、1款1項1目一般管理費につきましては、2節給料から7節賃金までが、一般職員等16名の人事異動に伴う人件費の調整になります。続きまして、11節需用費においては、平成31年度に使用する被保険者証の台紙の印刷製本費78万3, 000円を計上しています。現在、70歳以上75歳未満の被保険者には、被保険者証とは別に自己負担割合を記載した高齢受給者証を交付していますが、平成31年度からは、利便性を図るために、これら2種類の証を1枚にまとめ、平成31年8月から交付することとしています。当初、予算編成段階では、これら被保険者証の台紙の印刷を平成31年度に行う予定でしたが、来年のゴールデンウィークが10連休になる見通しであることから、印刷会社と再度日程等について協議したところ、納期が非常に厳しい状況であることが確認されました。こうしたことから、予算を前倒しして、今年度中に台紙の印刷を行うものです。続きまして、13節委託料は、システム改修委託料を646万円減額していますが、内訳として、増額するシステム改修と減額するシステム改修があります。まず、増額するシステム改修ですが、国保制度改革いわゆる国保県広域化に伴い、療養給付費等負担金や調整交付金を取り扱う国保事業報告システムの改修費用として、新たに29万2, 000円を計上しています。システムの仕様が今年度になって国から示されたため、この時期の改修となったものです。なお、これらシステム改修に係る費用の財源につきましては、後ほど歳入で説明しますが、特別調整交付金分で賄われることになっています。次に、減額するシステム改修ですが、被保険者証の番号管理方式を変更するためのシステム改修費用の全額675万2, 000円を減額するものです。被保険者証番号の管理方法は、一般的に世帯番号を用いていますが、本市では例外的に宛名番号、いわゆる旧個人番号で管理を行っており、そのため、システム改修のたびにカスタマイズの経費等が発生し、世帯番号管理への切替えは従来からの課題でありました。そのため、今年度予算において、これら被保険者証番号のシステム改修を計画していましたが、国において「医療保険資格の一元管理」と「オンライン資格確認」の導入が決まり、新たな付番体系が示されました。国のスケジュールによりまして、平成32年度に本格運用を開始することが今年の6月に閣議決定されています。こうしたことから、今年度シス

テム改修を行っても平成32年度までには新たな付番体系に対応するために再度システム改修を行わなくてはならないため、今年度計画していたシステム改修を見送ることとしました。お手元にお配りしています資料をお願いします。この資料は、厚生労働省が今年の8月に作成したものです。資料の中ほど四角で囲んだところが新たな付番体系となります。世帯単位の番号に世帯の個人を識別する2桁の番号を付して個人を識別する方法に変更となります。今後、新たな付番体系の詳細な仕様が示され、システム改修費用を予算計上する際には、改めて詳しく説明させていただきます。続きまして、下段、6款1項1目基金積立金では1億2,151万5,000円増額しています。この主な財源は、平成29年度決算の歳計剰余金で、医療費対策調整分として基金に積み立てます。今回の積立てにより今年度末の基金残高見込みは10億6,108万8,883円となります。続きまして、10、11ページをお願いします。7款1項5目療養給付費等負担金償還金は平成29年度分の額が確定したことにより、3,891万8,000円返還するものです。なお保険給付費の決算見込みに係る予算調整は、冬場のインフルエンザの流行周期などを踏まえ、例年どおり3月補正で対応したいと考えています。歳出は以上です。

続きまして、歳入について説明します。ページは戻っていただき、6、7ページをお願いします。上段、5款1項1目保険給付費等交付金29万1,000円は、先ほど歳出で説明しました国保県広域化に伴い、療養給付費等負担金や調整交付金を取り扱う国保事業報告システムの改修費用が特別調整交付金分として交付されるものです。続きまして、7款1項1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金保険料軽減分で1,185万7,000円の減額、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分で25万3,000円の増額となっています。これらは、いずれも額の確定によるもので、保険基盤安定繰入金全体では減額となっています。この減額の主な要因は、今年度の実際の保険料率が予算編成時に見込んだ保険料率よりも下がったことによるものです。3節職員給与費等繰入金は、1,443万1,000円の減額となっています。6節その他一般会計繰入金は国民健康保険負担軽減対策繰入金を50万4,000円増額するものです。これは、県と市町が共同で実施しています福祉医療費助成事業に伴う平成29年度の国庫負担金減額相当額と県の助成額が確定しましたので、一般会計からの繰入金を調整するものです。通称、カク福事業のペナルティーの補填と言われているもので、国庫負担金減

額相当額を県と市の一般会計がそれぞれ2分の1負担し、国保特会に繰入れするものです。県の助成額は市の一般会計で歳入されます。なお、平成30年度からは未就学児までを対象とする福祉医療費助成事業に伴う国庫負担金の減額調整措置は行わないことになっています。続いて、8款1項1目繰越金は平成29年度決算認定を受けて、1億6,741万5,000円増額するものです。最後に、9款3項6目過年度収入は、療養給付費交付金の平成29年度分の額が確定したことにより、411万8,000円の追加交付を受けるものです。補正予算の説明は、以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑を受けたいと思います。それではまず歳出からで8、9ページ。提出いただいた資料も含めまして、総務管理費の部分につきまして質疑がありましたら挙手をお願いします。

大井淳一郎委員 先ほどの説明で16名の人事異動があったということですが、結構な数が異動していますが、内訳というか、どういったところが人事異動したのかお答えできる範囲で教えてください。

桶谷福祉部次長 先ほど私が申し上げました16名につきましては、人事異動の対象になったのが16名というわけではなくて、総人数16名分の人件費ということです。

山田伸幸副委員長 臨時雇賃金もあるんですけど、今国保課所管分で臨時雇いの方は何人いらっしゃいますか。

桶谷福祉部次長 国保特会で予算計上しています臨時職員は2名です。

山田伸幸副委員長 その2名の方はどういった業務に当たっているんでしょうか。

桶谷福祉部次長 まず2名の配置ですが、1名は本庁の国保年金課内に配置して、そちらで業務を行っています。もう1名につきましては保健センターの健康増進課に1名を配置して、そちらで業務を行っています。両名とも国民健康保険全体に関わる補助的な業務を担っています。

山田伸幸副委員長 先ほどの印刷製本費のところ、二つの受給者証を1枚にするということで、これは当然のことだと思っていたんですが、受給者証の大きさは、小さいやつですかね、高齢者の方も含めて。いかがでしょうか。

石田国保年金課国保係長 被保険者証兼高齢受給者証という形になりまして、現行の保険証と同じ大きさの形になります。

山田伸幸副委員長 小さいという苦情は来ないんでしょうか、特に高齢者の方々から。私たちでも時に字が読みづらいということがあるんですけど、高齢の方はもっと大変じゃないかと思うんですけど、その点ではいかがでしょうか。

石田国保年金課国保係長 被保険者証ですが、被用者保険から移行される方が多くいらっしゃいまして、被用者保険の保険証も現行の保険証と同じサイズですので、国民健康保険の保険証に切り替わる時に関しては、特にそういった話は聞いていませんが、高齢になるにつれ、見づらくなるという点は承知しています。

吉永美子委員長 では次の基金積立金の部分についてはよろしいですか。それでは次の10、11ページの償還金及び還付加算金です。次の歳入については、6、7ページ、歳入全般。（「なし」と呼ぶ者あり）直接国保と関係ないんですけど、先ほどペナルティーが外されるということで、福祉部としてそれを別の子育て支援にというところの考えはありますか。

岩本福祉部長 国保のカク福の措置に伴う国保のペナルティー部分につきましては、子育て関係の支援に充当するというところで対応しているところです。

吉永美子委員長 内容としてはどのように考えていますか。まだ考えていないということでしょうか。

岩本福祉部長 現在検討中です。具体的にはちょっと申し上げる内容ではありませんので、今回答は控えさせていただきたいと思います。

吉永美子委員長 いずれにしても検討して、何らかの子育て支援に利用されるということですね。その確認が取れましたので、よろしいです。

山田伸幸副委員長 先ほど資料をざっと説明されたんですけど、もう少しちょっと分かりやすく番号体系について説明していただけないでしょうか。今までと何が変わっていくのかについて。

石田国保年金課国保係長 現在お配りしています資料に記載がありますが、まず国民健康保険というのは世帯単位で保険証の番号が振られています。一つの世帯で同じ被保険者番号を使って運用しているのが通常です。その被保険者番号に二桁の番号を付けることによって、現在は世帯単位での保険者証番号だったものが個人単位の被保険者番号になります。こうすることによりまして、一人一人に保険証の番号が付く形になります。また現在では国民健康保険や被用者保険それぞれで番号を管理しており、それぞれの被保険者で付ける形になります。その一人について保険証番号のひも付けを行い、その方が被用者保険等に移行したときに、例えば国民健康保険から社会保険に変わられたり、社会保険から国民健康保険に変わられた等のそういった管理を一元化する準備のために、このような個人単位の保険証番号を発行する形になります。

山田伸幸副委員長 この黄色い枠のところが今までと違うということなんですよ。この説明のところは今後はこうなるよということでもよろしいでしょうか。

石田国保年金課国保係長 現在、国から来ています資料としましてはこちらに書かれているものしかまだ届いていません。また詳しい資料が届き次第、説明させていただきたいと思います。

山田伸幸副委員長 一人一人に対してこの保険証というのは給付されているということでもよろしいでしょうか。以前は世帯単位で給付されて使い回しとかあったんですが、今は一人一人に給付されていると認識しているんですけど、それで間違いはないですかね。

石田国保年金課国保係長 一人一人に保険証は交付しているのですが、通常国

民健康保険の場合は世帯で同じ被保険者番号を使うというのが基本的な運用になっています。それが個人単位でその世帯番号に二桁を付けることによって一人一人に被保険者番号が付くという形にこのたび改正される予定になっています。

山田伸幸副委員長　ということは、自分の番号の付いた世帯番号に更に自分の個別の番号が付いた保険者証がそれぞれに交付されるということでしょうか。

石田国保年金課国保係長　そのとおりです。

吉永美子委員長　歳入歳出全般にわたってはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を閉じたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入りたいと思います。議案第93号平成30年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長　全員賛成。議案第93号は可決すべきものと決しました。それでは引き続きまして議案第95号の審査に入りたいと思います。執行部からの説明をお願いします。

石橋国保年金課課長補佐　それでは議案第95号平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について説明します。今回の補正の主なもの、平成29年度決算の歳計剰余金を調整するとともに、決算を見込んで人件費を調整するものです。予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも262万7,000円を減額し、総額を10億9,640万3,000円とするものです。

それでは、歳出から説明します。7、8ページをお願いします。上段、1款1項1目一般管理費につきましては、一般職員2名の人事異動に伴う人件費の調整として、302万9,000円の減額となっています。下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、予算調整として40万2,000円を増額しています。歳出は以上です。

続きまして、歳入について説明します。ページは戻っていただき、5、

6 ページをお願いします。上段、3 款 1 項 1 目事務費等繰入金 3 0 2 万 9, 0 0 0 円の減額は、歳出で説明しました一般管理費の減額に対応するものです。下段、4 款 1 項 1 目繰越金は、平成 2 9 年度決算認定を受けて 4 0 万 2, 0 0 0 円を増額するものです。以上で平成 3 0 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

吉永美子委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の皆様のご質問を受けたいと思います。それではまず歳出 7、8 ページ。次の歳入 5、6 ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）質問はなしということによろしいですか。それでは質問を閉じたいと思います。討論に入りたいと思いますが、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決に入ります。議案第 9 5 号平成 3 0 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第 9 5 号は可決すべきものと決しました。休憩して職員の入替えをしたいと思いますので、9 時 3 0 分まで休憩します。

---

午前 9 時 2 7 分 休憩

---

---

午前 9 時 3 2 分 再開

---

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして、民生福祉常任委員会を再開します。次は、議案第 9 4 号平成 3 0 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について審査を行いたいと思います。執行部からの説明をお願いします。

兼本福祉部次長 それでは、議案第 9 4 号山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について説明します。まず 1 ページをお開きください。歳入歳出予算総額 6 3 億 8, 1 0 7 万 9, 0 0 0 円にそれぞれ 2 億 2, 7 8 8 万 9, 0 0 0 円を追加しまして、総額を 6 6 億 8 9 6 万 8, 0 0 0 円にするものです。補正の内容について説明します。1 0、

11ページをお開きください。まず、歳出です。1款1項1目一般管理費162万円の増額、下の段、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費503万円の減額、1枚めくっていただきまして12、13ページ、3項1目任意事業費317万2,000円の増額、2目包括的支援事業費135万8,000円の増額はいずれも人件費の調整によるもので、全体で差引き112万円を増額しています。なおこの金額の対象となる全職員の人数は一般職員が21名、任期付職員が8名及び臨時職員4名の計33名です。続きまして1枚めくっていただきまして、14、15ページをお開きください。4款1項1目基金積立金1億425万7,000円の増額は、平成29年度における給付費の精算に伴う余剰金を介護給付準備基金に積み立てるものです。これにより今年度繰出前の介護給付費準備基金の残高は6億747万7,501円となる見込みです。次に5款1項3目償還金1億2,251万2,000円の増額は、平成29年度における給付費の精算に伴い、国県からの超過交付金を返還するための償還金です。この内訳としましては介護給付に係る国庫負担金が9,107万353円、県負担金が796万1,045円、地域支援事業費に係る国庫負担金が1,507万6,933円、県負担金が840万2,674円となっています。

続きまして6、7ページをお開きください。歳入につきましては3款2項1目調整交付金4万3,000円の減額、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）15万円の減額、3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）63万1,000円の増額はいずれも人件費の調整によるものです。4目事務費交付金75万円の増額は平成30年度の介護報酬改定に係るシステム改修に対する国庫補助金の内示に伴うものです。4款1項2目地域支援事業費交付金20万3,000円の減額、5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）22万1,000円の増額、7款1項2目地域支援事業費繰入金22万1,000円の増額はいずれも人件費の調整によるものです。3目その他一般会計繰入金1,174万2,000円の減額は、平成29年度事務費等繰入金などの精算及び人件費の調整によるものです。1枚めくっていただきまして8、9ページをお開きください。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金20万9,000円の増額は人件費の調整によるものです。8款1項1目繰越金2億3,799万5,000円の増額は9月定例会で決算認定をいただきました平成29年度の繰越金となります。以上がこのたびの補正の内容となります。御審査のほどよろし

くお願いします。

吉永美子委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑を受けたいと思います。歳出全般でありますか。

山田伸幸副委員長 臨時雇賃金のことが出ましたので、先ほど人数を言われましたが、この臨時雇い若しくは任期付職員の中で、社会福祉士あるいはケアマネジャー等のそういう資格を持っている方はそれぞれどれくらいいらっしゃいますでしょうか。

荒川高齢福祉課主査 今質問のありました職員の専門職ということですが、任期付きの中で社会福祉士が2名、介護支援専門員が1名で、臨時職員で専門職はいません。このほか介護保険係にも任期付きの職員がいます。

篠原高齢福祉課主査 介護保険係の任期付職員は社会福祉士が1名と介護支援専門員が1名と、あとは認定調査員になりますので看護師と介護福祉士もいます。

山田伸幸副委員長 資格を持って業務に当たっている方々ですね。なかなか入ってきにくいとか見付けにくいという状況があるかと思うんですけど、現在のところ不足等はないのでしょうか。

荒川高齢福祉課主査 現在任期付きで地域包括支援センターで働いている専門職の方につきましては、ケアプランを作成していただくためのケアプランナーとしての仕事が主です。今のところケアプランの作成については何とかできているというような状況だと思っています。

篠原高齢福祉課主査 介護保険係の認定調査員につきましても現在のところ人数は足りています。ただ任期満了に伴い次期に募集ということになるかとは思いますが。

山田伸幸副委員長 ケアプランの作成は市で何件ぐらいやっていて、一人当たりどれぐらいの数を持っているのでしょうか。

荒川高齢福祉課主査 現在、地域包括支援センターでケアプランを作成してい

る件数ですけれども、地域包括支援センターは要支援1・2、そして総合事業の事業対象者のケアプランを現在作成しています。これが月平均で大体現在、市内全体で600から620ぐらいで推移をしているところです。このうち一部民間の外部のケアマネジャーの事業所、居宅介護支援事業所にも委託してあります。その委託率が大体要支援1・2のケアプランで35%程度、総合事業のケアプランで大体15から17%ぐらいの委託率となっていて、それ以外を地域包括支援センターで今作成をしているところです。一人当たりの件数ですが、人によって様々ですが、先ほど説明しました任期付きのケアプランナーの方につきましては大体50件から60件弱の作成数、そして市内5か所にサブセンターを設置していますが、今稼働しているのは4か所ですが、そのサブセンターの方につきましても大体50件から60件の件数、あとそのほか地域包括支援センターのほかの保健師や社会福祉士などの職員に関しましては大体10件から20件程度のケアプランの作成となっています。

山田伸幸副委員長 このケアプランをどこが作成するかということで、最初、介護保険が始まった頃は民間に任せるという方向があったんですけど、今お聞きすると最近はかなり件数が行政で担われているということなのですが、この件数というのは以前は50件を超えないようにという指導があったと思うんですけど、最近はそのようなことは言われなんでしょうか。

荒川高齢福祉課主査 ケアプランの作成につきましては、要介護1から5のケアプランに関しましては全て民間のケアマネジャーがいらっしゃる居宅介護支援事業所が現在も作成しているところです。要支援1・2、総合事業につきましてはこの介護予防に当たる県の指定の事業者が地域包括支援センターだけとなっていて、基本的には地域包括支援センターが作成するという事となっています。このうち業務を委託してもいいということですので、地域の民間の居宅介護支援事業所に委託をしているということです。

山田伸幸副委員長 よく夜、市役所の前を通ったときに、福祉事務所に遅くまで電気がついていて、そういった事業をずっとやっているんじゃないかと心配をして今言っているんですけど、そういう実態はないんでしょうか。遅くまでケアプランの作成に当たるとか。1日の業務の残された事

務をやり切るとか、そういったことを遅くまでされているという実態はどうなんでしょうか。

荒川高齢福祉課主査 地域包括支援センターの業務はケアプランの作成だけではなくて、ほかの介護予防事業ですとかもろもろ在宅医療ですとか、そういう介護の連携の事業なども行っています。確かに夜に仕事をすることもあります。これは例えば急に入院だったり相談事があったり、行方不明の高齢者の方だったり認知症で保護された方などの急な相談などもありますので、場合によっては夜残って仕事するというところもあるかとは思っています。

吉永美子委員長 歳出全般は質疑を閉じたいと思います。歳入全般ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を閉じたいと思います。討論に入りたいと思います。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決に入ります。議案第94号平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第94号は可決すべきものと決しました。それでは職員入替えのため休憩します。再開は9時55分にします。

---

午前9時48分 休憩

---

---

午前9時55分 再開

---

吉永美子委員長 それでは民生福祉常任委員会を再開します。議案第101号山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。それではまず執行部からの説明をお願いします。

藤山市民部次長 それでは議案第101号山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。まず改正の理由についてですけれども、適切に管理されていない特定空家等や管理不適切空家等は激しい気象変化等により保安上の危険性が高まり、倒壊や

損壊等、生命・身体・財産に重大な被害を及ぼすことがあります。このような場合、特定空家等の所有者等が緊急に対応しなければなりません。所有者等が不明又は所有者等に対応を求める時間的余裕がないため、市民の安全安心を守るために行政自らが必要最小限度の措置を講じざるを得ない場合が考えられます。しかし空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に対する措置ではその手続等に相当の時間を要し、速やかな対応が困難です。このため市がやむを得ず必要最低限の緊急安全措置を行う場合に備え、緊急安全措置の内容を規定するための条例の改正を行います。次に改正箇所の内容についてです。議案で説明します。第11条第1項では空家等の危険な状態が切迫し、これを放置すれば人命・身体若しくは財産に重大な被害を及ぼすと認める場合で、所有者等の特定やその折衝に時間が掛かる場合、所有者等と連絡が取れない場合のいずれかに限り緊急的に危険を回避するための最低限の措置を講じることができることを定めています。第2項では緊急安全措置を講じたときは措置対象空家等の所有者等へ緊急安全措置の内容等を通知することを定めています。第3項では措置空家等の所有者等を確知できない場合又は通知するのに時間を要すると予見される場合にあっては、緊急安全措置に係る内容等を告示して実施することを定めています。第4項では緊急安全措置を講じたときは当該空家等の所有者等に対し、当該緊急措置に要した費用を請求することを定めています。次にお手元にお配りしています資料1を御覧ください。この表を御覧ください。想定される空家等に対する措置について具体的な例を三つ挙げて、空家等の区分別に現行の空家法と空家条例に基づきこれらの措置を実施できるかどうか、また緊急安全措置の規定は新しく条例に規定することでそれがどう変わるかを示したものです。このうち例の二つ目、三つ目の三角で示したところですが、特定空家等の落下、飛散のある部材の取り外し等や倒壊の危険性のある空家等への措置については空家法に基づく代執行によらないとできません。代執行以外では例えば空家法に基づく勧告では危険を回避するために緊急に二つ目、三つ目を実施する必要があってもできません。またこれまでの空家条例でもできません。緊急安全措置の条項を新しく条例で定めることで代執行によらなくても危険を緊急回避することができるよう、そこにある三つの例で挙げた措置等を緊急の場合にできるようにします。次に資料2を御覧ください。資料2については条例改正後の空家等に対する対応フローです。一番上にありますが空家等情報の把握から空家法に基づく一番下の代執行、略式代執行までの

流れは太い矢印のとおりとなっておりますが、網掛けで示しています緊急安全措置を行う場合を細い矢印の箇所を示しています。説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の皆様のご質問を受けたいと思います。この資料1と2も含めまして、質問がある方は挙手をお願いします。

大井淳一郎委員 この緊急安全措置については以前から条例に入れてはという話もあったんですけども、そのときの答弁というのはえてしてほかの根拠法令で対応できるということだったんですが、なぜこの段になって緊急安全措置を入れようということに至ったのかについて、背景についてお答えください。

藤山市民部次長 確かに以前そういった論議があったというのは承知しています。今回これを作ったきっかけとか、背景がありまして、埴生地区で倒壊した空き家がありまして、建材が民家に一部寄り掛かって、その方々の財産、もっと言うと生命、ちょっと行き過ぎかもしれませんが、影響を及ぼす事案がありました。委員おっしゃったように空家等対策についてはいろんな法律を使って対応するということなので、例えば道路法とか消防法、建築基準法等があるんですが、今回については民法の緊急避難の規定を適用して対処したところです。今回改めてこういう事案があるのに加えて、どういった場合にどの程度までやるかということをごきちんとして定めるということが肝要であると考えましたので、今回の条例改正をしたところです。

大井淳一郎委員 方向性については賛同できる場所ではあります。本会議で確認方法について質問があって、通報を受けて、個別事案に個別に確認するということなんですが、この確認ですね。やむを得ないという基準、判断というのは行政側がされると思うんですが、その辺の客観的な基準というのは今のところ定めているのでしょうか。

藤山市民部次長 こういうところに至るような空家等については、それまでに苦情とかが周辺から来ている。今回の件もそういった記録が残っていません。そういった経緯を踏まえながら、専門的な知識は本課では有してい

ませんので、専門的な知識を有しています建築サイドの職員の意見を聞いて、最終的な判断を今回したところですし、これからもそういった形でやっていきたいと考えています。

大井淳一郎委員 性質上、緊急の必要があるという事案でしょうから、空家等対策協議会に事後的には報告はしないといけないと思うんですが、そうしたところのツールは通さなくて、行政で対応していくということになるんですね。

藤山市民部次長 当初は協議会で意見を聞いた上でというところも考えたんですが、やはり現場はリアルタイムに動いていまして、いとまがないということはこれまでもありましたし、これからもそういったケースは必ず出てくると思うんです。ですから今回の制度設計についてはそういった協議会に事前に意見を聞くということとはしません。ただ今後のこともありますので、終わった後に直近の協議会で報告して、意見を聞かせていただく中で、今後の参考としたいと考えています。

大井淳一郎委員 緊急安全措置を講じたと所有者に通知するという事なんですが、この緊急安全措置に生じた経費等掛かると思うんですが、当然所有者に請求していくものと思われそうですが、その辺の今後の対応はどのように考えているのでしょうか。

藤山市民部次長 おっしゃるとおり、所有者に請求します。ただそういうことがかなわない場合もあると思います。具体的に言いますと所有者が確知できない場合とかが想定されるんですが、限りなく所有者を追求していきますけども、うちの過失なしでそういった把握ができない場合はやむを得ず公費で支出することになると思うんですが、その前に本人に請求する場合については、場合によっては訴訟とかになることもあり得るのかなという想定はしています。

大井淳一郎委員 当然所有者が払うべきものですが、おっしゃるように所有者が分からないような場合には社会的支出という形になろうかと思えます。前々から言われています略式代執行とかも今後あり得ると思うんですが、そうした場合にその都度補正で対応するのではなくて、当初である程度枠を取っておいて、略式代執行の費用とこういう緊急安全措置に対する

予算措置をあらかじめしておくべきではないかという意見が考えられますが、その辺は今後どのようにされるでしょうか。

藤山市民部次長 今から特定空家の認定をするということで、担当の職員と現場を見ているところです。空き家も様々です。現場に行ってみると、圧倒的な存在で私たちの前に立ちはだかっているというのが素直な感想です。ですから何が言いたいかと申しますと、今回埴生であったのは結果的に全戸解体だったんですが、場合によっては一部だけで、最小限とうたっていますので、一部で趣旨をかなえることができると思いますので、そうすると金額についてどれぐらいかということは想像ができないのが現状です。ですからそういった事案を待ってして、財政当局と協議して予算措置を考えていきたいと考えています。

大井淳一郎委員 おっしゃることは分かるんですが、ただ補正を待つとなると迅速な対応はできないのかなというところがあります。かといって、専決をやるというのも議会側としては余り面白くないということがあります。想定内、想定外というのはあるかと思いますが、今後のことを考えれば、そうした財政措置もあらかじめ定めておくべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

藤山市民部次長 今回埴生地区であった件につきましては、予備費から充用しまして、執行したところです。財政当局とはこういった緊急的な対応なので、それについては了解を得たところです。今回この議案を出すときに、補正の予算を組もうかという話もあったんですけども、内部でそういった事案が起きたときに、場合によっては補正もあるのかもしれないですけども、予備費で充用することも良しとせざるを得ないという内部的な協議もありますので、取りあえず事前に当初予算で予算を要求することは考えていません。

大井淳一郎委員 予備費というのはあくまでも予備的な対応で、今回の予備費対応は仕方なかったと思うんですが、今後も起こり得るということですので、当初でどれぐらいになるかという算定は難しいのかもしれませんが、特定空家の調査もされているので、大体どれぐらいの数が特定空家に当たるかというのは分かってくるので、そうしたのはいは定めたほうがいいかなと思うんですけど、いかがですかね。

藤山市民部次長 予算の説明をするときにそれなりに私どもとしては委員の皆さんに予算の根拠を申し上げないといけないと思うんです。今現そういった根拠を明確に示せないのが現状で、もし今後経験値といいますか、そういうのを重ねたりすれば、まだ少しお示しすることも出てくるんだとは思いますが、今現責任持った予算の根拠をお示しすることができないという現状があるので、なかなか難しいかなと捉えています。

杉本保喜委員 条例を改正したんですが、この前空家等調査を終わって、早速この条例を適用しなければならないという事例が現時点ではあるんでしょうか。

藤山市民部次長 現時点ではありませんが、かなりの状況まで追い込まれているような空き家があります。ですから説明のときにも申しましたように、気象変化によってそれがどう動く、例えば瓦が落ちるとか、そういうこともあるかもしれません。現時点ではすぐにこれについて対応するというのではありませんが、いずれ起こるであろうという感触は持っています。

杉本保喜委員 そういう不安要素のある家というのは、持ち主は明確になっているんですか、それとも今時点では分かりませんという状況なんですか。

藤山市民部次長 所有者が分かっているものもあります。そうでないものもあります。そうでないものについては鋭意、所有者調査を今進めているところです。

山田伸幸副委員長 所有者が分かっているというのは相続権者ですか、それともきちんと登記をされたその人の名前で残っているということなんでしょうか。

藤山市民部次長 所有権移転で登記をきちんとしている方もいれば、管理をしていくという意味を示しているところもあります。管理をするという意味を示している方については登記はまだされていない方です。

山田伸幸副委員長 こういった状況というのは、災害時には当然予想されるんですが、災害というのはいつ来るか分かりませんので、例えばブルーシ

一トなりをあらかじめ掛けておくということはできないということですよね。

藤山市民部次長 基本は所有者が管理するものですので、できないと思います。

山田伸幸副委員長 それと懸念するのが敷地内に立ち入るわけですよ。それが例えば敷地外からそういう措置ができるのかどうなのか。そういったことはこれまでの例でありますか。

藤山市民部次長 特定空家等の調査については敷地内に入ってやることはできるんですけども、そうでない場合は法ではできないことになっています。ですから今現時点では敷地内に入ってすることはできないです。

矢田松夫委員 条例の改正ですので、条例に基づいて一番大きなポイントのところを質問したいんですけど、大井委員とかぶるところがあるんですけど、資料1の3番ですよ。緊急安全措置をして、丸付いているんですけど3番のところは、しかし財政的な裏付けがはっきりせんと、丸印はできないんじゃないですか。でないのに資料1のように形式的に丸をただけと。絵に描いた餅であるということに結果としてなるんですよ。じゃないですか。

藤山市民部次長 人の生命・財産を守るというのは一番本来的な、私たち職員が一番やらなければならない仕事だと思っています。ですからこれが絵に描いた餅にはしません。現にそういったものがあるのであれば、そのことについて訴えて予算を執行するようにお願いしたいと思います。

矢田松夫委員 そういった財政的な裏付けもきちんとするというのでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、11条の中にもありますけど、緊急の必要があると認めるときと。認めるのは、資料の2で見ますと状態が改善されない場合は勧告の中にも条例の施行規則にもありますように、協議会で決めると。悠長に構えてこれ一番下ぐらいで勧告というか、時が流れると現場は動いているとさっき言われましたように、こんな一番下ぐらいのところで勧告で協議会を開くという時間的な余裕はあるんですかね。どうなんですか。

藤山市民部次長 今回の緊急安全措置というのは勧告なしで行うことを想定していきまして、資料2の網掛けで上の緊急安全措置と下の緊急安全措置が2か所あると思うんですが、下の緊急安全措置についてはもう特定空家等に認定する時点でのことですから、この辺りはもう既に専門的な観点からやらざるを得ないというところですから、速やかに対応はできると思うんです。上の緊急安全措置についてはまだ所有者調査のような状態のところですので、今回のように以前から苦情とか来て状況を把握していれば速やかに対応できるんですが、そういったことがない場合は多少時間が掛かるのかなという感触を持っています。

矢田松夫委員 もう一度資料1に戻ってみますと、必要最小限度の措置を取るということで、さっきは3で言えば財政的な裏付けもあると、金額高いんですけど、補正を含めてあるいは予備費等でやっていくということがあったんですけど、問題は1、2なんかはこれは職員がやるんですか、業者に依頼するんですか。簡単な必要最小限度の措置ですよ。金額もそんなに掛からんと思うんですが。現場に職員が行って措置するのか、業者に依頼するのか。

藤山市民部次長 最低限の措置としましては例えば地域住民等に危険を知らせる看板とかバリケードの設置から、除却とか解体とか様々だと思います。他人の財産でもありますので、必要最小限度というところの中でもしかして私どもでやることによって、必要最小限度がかなわないような場合はやはり専門的な業者をお願いしなければならないですし、そうでない場合については軽微なものから加えてうちで行うこともあると思います。

大井淳一郎委員 この条例を文理解釈すると家等が倒壊して危険がある場合に緊急やむを得ない場合には対応するということになるんですが、資料2にも書いてあるとおり、雑草等が繁茂とか、蜂とかが発生した場合にも対応できるように書いてあるんですが、実際に空き家が崩れていなくても、その方の敷地の管理が不適切なためにこのような事態が生じる場合もあると思うんですよ。家自体ではなくて、そういった敷地の管理が不適切な場合でも対応できるんですかね。

藤山市民部次長 それを客観的に見て、これを早急に対処しなければいけないというものであれば衛生上のほうについても、建物以外のところでここ

に書いてあります雑草とか蜂とかそういった対応も、場合によってはそういったことをするケースが出てこようかと考えています。

山田伸幸副委員長 悪臭というのはどうなるんですか。

藤山市民部次長 衛生上という観点からすれば含まれると思いますけども、それがその重大な危険を有するか生命にまでいくかというところはどうかかなと。

松尾数則委員 話を聞いてだんだん分からなくなったので。資料1なんですが、緊急安全措置が必要なのを管理不適切空家等と呼ぶと解釈していいんでしょうかね。

藤山市民部次長 管理不適切空家等とか特定空家等ではないものについて、こういった緊急安全措置を適用する建物があるかといえばなかなかそれはないのかなというところで、特定空家等かほっておくと特定空家等になるであろう建物が主な対象になるのではないかと思います。

松尾数則委員 それは管理不適切空家等と呼称しているわけですね。どこか定義か何かあったっけ。

藤山市民部次長 条例にも規定していますし、計画にも載せていますのでよろしくをお願いします。

松尾数則委員 資料2のフロー図を見ているんですが、法に基づくとか、この「法」というのは特措法みたいな感じだよね。例えば先ほど言われた建築基準法なんかというのはこの中に入ってこないような内容なんだけど、そういうのを入れる必要はなかったのかなという気もしている。

藤山市民部次長 所管が特措法ということですので、それを中心に考えたということで御理解いただければと思います。

松尾数則委員 本当にやるなら基準法なんかも入れるべきだったかなという気がしますけどね。

藤山市民部次長 おっしゃるとおり、最初に申しましたように、あらゆる法律を適用してそういった事態を回避するような制度設計となっていますので、是非それは参考にさせていただいて、速やかな対応をしたいと考えます。

山田伸幸副委員長 資料2の緊急安全措置というのが二つありますが、この違いは何でしょうか。

藤山市民部次長 内容は同じです。一緒くたにしても良かったんですけども、上についてはまだ特定空家等でもないようなものについてもこういうことが起きるんですよというイメージで、下はもうそこまで深刻な場合でも代執行に至らないまでにあればそういうこともあり得ますよということイメージしたと御理解ください。

城戸市民部長 このフロー図の右のほうは、今回空家等の実態調査の結果にもありますようにDランク、Eランク、危険な空き家が100戸あると。これが今から特定空家等の認定とかそれいった方向に向かって手続が進んでいくわけです。その過程で緊急安全措置が必要になる場合も想定されますので、この下にあると。例えばCランク、たちまち危険ではない空家等に関しても、例えばこの後また台風であるとか地震があった場合で、その時点ではまだそんな被害が起きてなくても、もともと空き家でぜい弱な基礎であるとか、そういった関係で相当期間経過した後にやはり緊急的な措置が必要になるという場合も、いろんな場合が想定されます。それが上で示しています緊急安全措置ということで不測の事態にも備えるということで二段構えになっているということです。

吉永美子委員長 先ほど特定空家等の調査中ということで、今後もこういうようなケースは起こり得るという認識ですよね、当然。（「そうです」と呼ぶ者あり）それで今回条例改正で緊急安全措置という項目をうたうわけですが、既に緊急安全措置という項目を入れている他の自治体の条例があるわけですよね。そういった作っているところは先ほど大井委員からありましたけど、予備費とかそういう対応で山陽小野田市このままでいいのかという疑問は当然起こってくると思うんですが、他の自治体の緊急安全措置をもともとうたっているところについて、予算の組み方については調査をされていますか。

藤山市民部次長 調査していません。

吉永美子委員長 今後こういうことはどんどん起きるという認識があるわけですから、調査はやっぱりすべきではないでしょうか。

古川副市長 今御質問の予算の件ですけど、基本的には事案が起きたときに速やかに対応するというのが第一義と思います。その中で予備費での対応というのも一つの案、それと大井委員が言われたように枠取り、枠取りというのがいいのかどうかという議論もあろうかと思えます。しかしながら可及的速やかに対応するというのが第一義ですので、すぐ対応できるような形をこれから検討していくということで答弁に代えさせていただきます。

吉永美子委員長 先ほど言いましたように是非他の自治体の状況も調査されて、参考にされながら山陽小野田市としてどうしていったらいいかということを検討お願いします。それでは質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を閉じまして討論に入りたいと思えますが、討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第101号山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第101号は可決すべきものと決しました。

（執行部入替え）

吉永美子委員長 それでは次の議案第102号の審査に入りたいと思えます。議案第102号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について審査しますので、執行部の説明をお願いします。

木村環境課長 それでは議案第102号についての説明をさせていただきます。議案第102号は山陽小野田市斎場条例の一部改正です。今回の改正は

現在山陽斎場隣接地に建設中であります新火葬場が平成31年7月1日から供用開始する予定になっていることに伴いまして、名称、使用料等の所要の改正を行うものです。新旧対照表のほう分かりやすいと思いますので、そちらを御覧ください。改正内容についてですが、まず第2条の名称です。現小野田斎場と山陽斎場を統合しますので山陽小野田市斎場とします。次に第9条の販売行為の禁止を削除します。こちらを削除することによりまして、ほとんどは自動販売機を想定していますが、指定管理者にそういった権限を移管するというものです。次に第10条の業務取扱時間等において休日の1月2日及び8月15日を削除して、期日が指定してあります休みを1月1日のみにという形にさせていただきます。あとこのほか市長が認める日というのがありますが、こちらにつきましては今後規則で今市長が認める日は友引ですよというものがありますが、これにつきましてもただし書で友引は休みではあるんですが、12月31日と1月2日、休日と定めようとしている1月1日のみの前後のところ、友引が来た場合は休みではなくて一応営業しますよという形に変えていく予定です。これは火葬しない日が連続しないようにすることで、遺族の利便性を図るというものです。そして最後に別表の8条関係ですが、斎場使用料です。他市との均衡を図るということを第一に本市住民の死体等を火葬する場合、本市市民の12歳以上を1,000円から5,000円に、12歳未満700円を3,500円に、死産児500円を2,500円に、胞衣又は身体の一部200円を1,000円にそれぞれ改正するものです。この算定額につきましては原則今言いましたとおり他市との均衡が第一ということですが、参考としまして過去5年間の火葬件数そして今後5年間の火葬に係る電気料及び燃料費等を参考にしはじめたものが5,000円に近いということですので、そういったものを参考にさせていただきました。次に市内住民の負担増をお願いするというのもありますので、それに伴いましてその他の市外の方につきましても増加相当分を、これも基本的に他市との均衡ということを考えて、12歳以上を3万円から3万5,000円に、12歳未満2万1,000円を2万5,000円に、そして死産児1万5,000円を1万8,000円に、胞衣又は身体の一部6,000円を7,000円にそれぞれ改正するものです。御審議のほどよろしくお願ひします。

吉永美子委員長　ここで暫時休憩します。

---

午前 10 時 32 分 休憩

---

---

午前 10 時 39 分 再開

---

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして、民生福祉常任委員会を再開します。今暫時休憩させていただきましたのは、県内他市の状況と今回使用料が上がることによる根拠の資料を出していただくために休憩しました。それでは出していただいた資料につきまして、執行部からの説明をお願いします。

木村環境課長 大変申し訳ありません。お手元にお配りしました山口県内の火葬場使用料一覧と、参考という形にさせていただいています市内料金の算出の方法と市外料金の算出の方法という根拠のものを提案させていただきました。それにつきましての説明です。先ほど別表の関係で斎場の使用料のことを申しましたが、本市で言いますと12歳以上を1,000円から5,000円に、12歳未満を700円から3,500円にという話をしましたが、この基となる今回の5,000円というものは、第一に他市との均衡を図るということで、お配りしました料金の一覧表で言いますと山陽小野田市が一番上になっています。今見え消しのような形になっていますが、線で消えているところが現行の金額です。その上のところは改正予定という形で載せているものです。済みません、ちょっと急ぎょ出した分なので上段が30年7月1日とありますけど、31年7月1日適用案です。それで市内の参考にさせていただくと言いつつも、基本的には生活圏が山陽小野田市の周辺と考えますので、下関市と宇部市、美祢市のところ、市内料金で言いますと下関市は6,000円という設定です。宇部市が5,000円、美祢市が3,000円ということで、この3市だけで見ますと大体4,600円程度という形なので、山陽小野田市は5,000円という形にさせてもらっています。それと同じように市外料金なんですが、下関が4万8,000円、宇部市3万円、美祢市が3万円ということで、これ平均しますと3万6,000円ぐらいになるかと思えますけども、それらを考慮しまして山陽小野田市が3万5,000円という形にさせていただくということです。それで今もう一つお配りしています市内料金の算出のパターンということで今3ページあります。当初、パターン1、2、3ということで料金を参考

にするときの算出の方法ということで考えていました。まずこの考え方なんですけども、先ほど説明しました過去5年間の火葬件数というのがありましてこちらがパターン1のところと言いますと、中段辺りのところに過去5年間の火葬件数12歳以上が合計で4,302人、12歳未満を7人というところを0.7、70%で掛けていますが、これは70%掛けて実際は大人で換算すると4.9人ですよという形です。死産児が54人になりますが、これが0.5、大人に換算して27人分、そして胞衣これ身体の一部とか胎盤ですけども、5年間1,737体分といえますか、そちらは20%、5体分で大人一人分という計算に割り戻しまして352.8人という形で、それで全てを12歳以上の火葬件数という形にここで置き換えをしています。その合計が4,686.7人ということで、これが過去5年間のものです。そしてこのパターン1につきましては、今後この先5年間で考えられます指定管理料なんですけども、そちらの料金が今4,700万円という形でみていますが、それを今の人数4,686.7人で割りますと1万円という計算が出ます。このパターン1と言いますと過去5年間の火葬件数、それと指定管理料でいわゆる人件費、電気料等と全て燃料費も入ったものを素直に割ると1万円ぐらいですよということでそのパターンです。続きまして次のページのパターン2というのがあります。こちらは少し違いますが、5年間の指定管理料の中から電気料金の基本料金を差し引いて残った部分の電気料で、それで電気料と灯油料で計算をしたときに合計で6,810円になりまして、電気の基本料金までは取らずに実際に来られたときの電気料、部屋の料金とか通路の明かりとかそういったものも含んで、それと火葬のときの灯油料も含んで計算をすると6,810円になったので、パターン2としては7,000円ぐらいはどうだろうかということで、その7,000円に対してそれぞれの率を掛けているというパターンがこのパターン2です。そしてパターン3です。こちらのほうが少し色を付けていますけども、そうは言いますが市内の方ですので、実際に来られて火葬炉自体を実際に動かすときの電気量ということで、一体につき30kwhで、単価を15円としてみています。灯油量につきましては一体当たり50リットル、現単価に近い85円というものを掛けまして、本当に火葬に掛かる部分のみを計算した場合につきましては4,700円ぐらいだという計算であります。これを一応5,000円という形に設定させていただいた場合に、それぞれの率を掛けましてこの金額になるということで当初この3パターンで考えまして、先ほどの他市との均

衡を図るということではいろいろと考えますと市内料金につきましては5,000円が妥当であろうということになりました。当初が1,000円ということもありますので、7倍とか10倍になると倍率でいいますとかなりイメージが大きいので、この5,000円というのを適用させていただいたという形であります。それとそのパターン3の下のところの中ほどから下に市外料金の算出です。こちらにつきましては過去5年間の火葬件数の人数分、それと今後の指定管理料それにプラス燃料費等で、電気の基本料金とかその辺も一切引かずに指定管理料そして燃料費が掛かっていくものを全部ひくくめて斎場の維持管理費を全部まとめた状態のものを過去の5年間の分で単純に割った場合、一人当たりがどうなるかということでこれを計算しましたら3万円ちょっとという計算になっています。これに当市市民の負担が増えているということと他市との均衡を考慮して12歳以上の使用料を3万5,000円ということの参考とさせていただいていいんじゃないかというような話になりました。それで市外料金を3万5,000円ということで設定させていただきますと、一部端数調整はありますけども先ほど申しました改正案の金額になるということです。ちょっと少し長くなりましたが、参考とさせていただいた算出の分ということで御理解をさせていただきまして、原則論としましてはやはり他市との均衡、新しい古いという施設は関係なしに他市との均衡を第一にしようということです。

吉永美子委員長 説明が終わりましたので、資料について質疑があれば。委員の皆さんありませんか。

大井淳一郎委員 他市との均衡ということを言われました。他市といっても下関と宇部、近郊ということで。山口とか市内ただなんだなと思ったんですが、それはさておき。算出を見させていただきましたが、実際今まで見直すことが考えられなかったのはどういった理由なんでしょうか。思ったより他市と比べるとうちは安かったんだなということなんですけども。なぜこの段になって見直すことになったんでしょうか。

木村環境課長 合併当初の話になりますけども、旧山陽町と旧小野田市で小野田市のほうを採用したという記憶があります。そのままずっと来まして、その斎場が両方ともたまたまですけど昭和五十四、五年ぐらいのもので、非常に設備的なものが古いということになっていまして、それから新火

葬場の建設をという話が上がりましたが、それだけ古くて、利用者に結構迷惑を掛けるような本当に古い施設で、すごい狭い施設で迷惑を掛けるということで実際は28年の4月に料金改定を一度していますが、市外料金については非常にかい離があるということで当時の委員会で指摘を受けまして、今計算しましたとおりそのときの計算が3万円ぐらいという形になりましたので、市外料金だけ上げさせていただく、そして市内の方につきましては今の斎場の状況を見て、据え置こうということで新火葬場の建設を終えて実際に新しい斎場としてなるときのタイミングになるということで、一応の了解を頂いていたと思っています。これはそのときそのときの委員会があったときにはそのような発言をさせていただいていたかと思っています。今回だけはやはり申し訳ないですけども、それなりの負担を頂こうという経緯になったということです。

大井淳一郎委員 とは申しまして、1,000円から5,000円になるとえらく上がったなというイメージを市民に与えかねないので、今後どのように市民に説明というか、他市との比較を示すわけにはいかないですからね。どのように周知していくんですかね。

木村環境課長 原則は他市との比較をしていこうと。余り突出したものの、当市だけが異常に安いとかというものは今後は避けようというのが大原則であります。今後市民への説明ということになりまして、市民に算出の参考としたところまでを全て説明していくかどうかというような話になりますけども、今説明させていただきましてとおりに火葬の一体に係るその分の経費だけを負担していただくということで、これをもう大原則として了解していただくという形でお願いしたいと考えています。

大井淳一郎委員 確認ですけど、例えば厚南とか楠からの利用者も増えてくると思うんですが、これは形式的に市外料金で対応していくということですよ。

木村環境課長 両斎場がたまたま宇部市と境目のところにあります。そういった状況もありますけども、ここにつきましては条例にのっとりまして、市内と市外ということではっきりと分けさせていただきます。

大井淳一郎委員 細かいことですが今までの30倍の差があった。今回は基

本7倍ですけど、2万4,500円を2万5,000円、1万7,500円を1万8,000円に、単に千円単位でそろえたということですよ。繰上げということ。

木村環境課長 ここにつきましては端数というのもどうかなということもありましたので、そろえさせていただいたというのが正直なところです。

恒松恵子委員 火葬料ですけれども、12歳未満と死産児の計算根拠はわかりますし、燃料費や人件費も上昇するのは分かるんですが、子どもに優しいまちということを目指していかれるなら、件数から勘案したら二つ合わせて13万円ぐらいの増額ですから、何とか下関市のようにゼロにするとかいう考えはありませんでしたか。

木村環境課長 ここにつきましては合併当初からもそうですし、28年の改正のときにもこの比率は昔からずっと来ていました。この比率が正しいかどうかという判断になりますと、ちょっとどうかなと思うところもありますが、そうは言いましてもそんなに大きくかけ離れたようなものではないのかなと。大人一体に換算するときにはこのぐらいが一番という形ではと思っていますので。過去の経緯もありますので今回そのまま比率をあえて崩すというようなことはしないようにした次第です。

恒松恵子委員 金額というより12歳未満とか死産児というのは本当はあったら悲しいことですので、遺族の悲しみに寄り添うという意味で特例があれば望ましいのではないかということです。

木村環境課長 非常にお気持ちは分かるんですけど、一応今回につきましても、今までもそうですけど、特例というのは大変申し訳ありませんが、最低限の負担ということで御理解していただきたいと思います。

矢田松夫委員 他市との比較という、大きな理由があるんですけど、ここの山陽小野田市民は先ほど大井委員も言われたけど、隣接地が宇部市なんですよね。宇部市と比較すると使用料金が全てにわたって大幅にアップするという事なんですよね。これで市民の理解が得られんと思うんですよ。数字の比較は恐らく出ると、どこかで。そうなると市民感情としては新しい建物に、何で死人に転嫁しないといけないのかと。死人に口な

しなんですけど、据置きそして段階的に上げていくということは、近隣の宇部市と比較してその手段は取られなかったんですか、今回。据置きして段階的に上げていくと。ほとんど上がっているでしょ、宇部市と比較すると。

木村環境課長 内部で協議をしていく段階で、先ほどお示ししたとおり、いろいろパターンを考えました。そういった中で、最終的には新しい施設だからその分ほど転嫁しようということにはなってはいけないということです。極力経費に基づいたものを参考にしていこうということです。段階的ということですが、逆にいえば今までが当市がかなり低い状況です。それと宇部市でいえば確かに僅かながら高くはなっています。下関市は子どもや胎児については無料になっていますが、これも参考として右側に載せていますけども、待合室料というのを2時間で5,000円何かしら取られているのがあります。ですから山陽小野田市につきましては今の状況でいいますと室料を取りませんので、下関市に関しては6,000円プラス5,000円というものがありますし、宇部と比べたら少しは高くなっていますが、ほぼ同じぐらいなのかなという認識で思っています。ですから段階的にかいうものは正直考えてはいませんでした。先ほどから言います最低限の負担をと判断をしたという形です。

山田伸幸副委員長 上げたい思いは分かるんですけど、ただ上げ方ですよ。段階にというのがあったんですけど、一気に5倍というのはちょっと額が大き過ぎるのではないかという印象を持ちますし、今後私たちは市民からも問合せを受けるときに宇部市よりも高いし、上げ方がひどいんじゃないかということを随分言われるように思うんです。そのときにきちんと経費がこれだけ掛かるんだからという一言で済まないんですよ、市民感情というのは。宇部市と山陽小野田市はどうしても比較されて、例えば生活保護なんかでも宇部市のほうが有利じゃないかと、死んだときも宇部市のほうが有利というのは納得いかんという話も当然出てくるように思います。この政策的な判断というのは市長とも相談されたと思うんですけど、そういったことは市長の口から出なかったんでしょうか。

木村環境課長 当然市長とも協議をさせていただきました。どちらかと言いますと市長も委員と同じような考え方で、これは負担を上げていくという

ことはどうであろうかということで、かなりその辺につきましては慎重になられていました。そういった意味で言いますと担当課が提示するものよりも安くという形でいろいろ、そうは言いましても他市の状況それと今までがどうしても逆に言えばすごく安くなり過ぎていたということがあるので、今回上げたものがいかにも何倍というような形にもちょっと見て取れてしまうのですけども、そこはちょっと当然協議もしましたし、どうだろうかということいろいろな懸念したところではありますけども、単純にすぱっと決めたというものではなくて、周りの状況、いろんなパターンの方法、市外との状況、あとは実際の火葬件数とか市外から来られる方の率とかそういったものを加味した上での話ですので、ちょっと繰り返すようになりますが、この料金が今現在示せる最低限度必要という形で負担をしていただくというような料金設定になったということで理解していただきたいと思います。

大井淳一郎委員　ちょっと確認ですけど低所得者も含めてこういう料金は全く変わらないということになるんですかね。これはこれまでもこれからもってことですかね。それとも何か減免措置とかあるんでしょうか。

木村環境課長　使用料につきましては、今提案させていただいているこの別表に相当するところが使用料金というのが基本です。条例の中には市長が特別の理由があると認める場合はこの限りでないというような言葉が確かにあります。こちらの分と低所得に対してということで、規則で使用料の中で市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでないというのと、もう一つ特別の理由があると認めるに対して使用料を減額し又は免除することができるというようなものは残っていますし、規則でもそのものについて使用料の減免を受けようとする者については免除申請を出していただくというような規定は残っています。ただちょっと私が記憶する限りでは、事故的なもので亡くなられた方とかそういったものを、当市でいえば社会福祉から申請を上げていただいて、これについて料金は取らないよという形で許可したことはありますが、それ以外のところでの申請でという許可は私が来た段階ではほかには記憶にはありません。

大井淳一郎委員　そうしますと事故等特別な事情がある場合はそのような対応をしているけれども、低所得者は例えば1,000円が5,000円になることでかなり打撃になるんですが、そうした事情のみでは減免はし

ていないのが実情なんですね。

木村環境課長 使用料の免除の申請ということで、最終的には市長の判断になりますので、申請書の中に免除の理由を記載していただくような形になります。ですからこれが今言いました特別な事情になった場合という形で申請をしていただいて、それを最終的に市長判断でどうするかというような形ですので、減免項目が低所得者であるとかそういった項目が幾つかあった中から選ぶというような形にはなっていないという状況ですので、その低所得者だけを特化してそこだけを減免理由としてというものが無いというのは事実です。

大井淳一郎委員 低所得者の方に対する減免申請はないのか、それともあったけど特別な事情に当たらないということで、対応していないんでしょうか。

木村環境課長 その理由での申請はありません。

山田伸幸副委員長 それは今までの金額が安かったからじゃないんでしょうかね。これが5,000円とか、子どもでも3,500円、12歳以下ということですから子育て世代ですよ。そういった方々に対する負担となるとちょっと厳しくなるような実態がどんどん増えてくるように思うんですが、やはり私も低所得者の方の暮らしぶりはよく目にしますし相談もよく受けますが、そういった方々にとって1,000円ならぎりぎりだと思うんですね。5,000円となるとちょっと重い負担になるというのが私の率直な感想なんですよ。5倍というのはやはりちょっと大き過ぎるのではないかなと思いますが、どちらにしてもこれで経費は全て回収はされないわけですよ、先ほどの説明からすると。そうなればもう後は市長もちょっと懸念を示されたということですので、特に子どもにしても宇部市より1,000円は高いわけですよ。これちょっと市民の感情的な納得が得にくい金額のように思います。これ担当課御存じかどうか分かりませんが、宇部市と一緒に火葬場を造ろうという協議があったときに前市長が市内を巡って説明会されて歩きましたが、そのときに物すごい反対の声があふれたんですね。やはり非常に自分の人生の最終盤にとって宇部市まで自分の遺体が運ばれるのは非常に嫌だということで、市内に落ち着いたんですね。そういった市民感情とかを

考えた場合、この大幅な引上げというのはいかがなものかなというものが当然出るように思います。これは私たちも先ほども言いましたけど、市民に説明する責任がありますので、これは政策的な判断、どうせ経費が全て回収されないのであれば一定の見直しが必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

木村環境課長 新火葬場という形で確かに広域の話が宇部市と出ましたし、実際に1年少しばかり、結構長めの協議をさせていただいたというのがあります。私もその当時いましたのでよく覚えています。そういった中でいろいろと説明するときには、本来は広域を検討してみてもどうかというような話なので広域ありきではないんですというお話をさせていただいたんですが、どうしてもそのときに協議会というような形で検討会とこれ事務レベルでという話であったんですけども、そこが皆さんにちょっと誤解されたようなことがありまして反発を受けたという記憶があります。そういった状況の中での話ではありましたので、そのときに料金的な話までが出ていたかということになればそうではなくて、とにかく単市単独で一つ斎場は是非とも欲しいというそちらの記憶は非常にあるんですが、ちょっと料金は私の記憶では逆に安過ぎるという話が幾分かあったのかなと思っています。それと民福の所管事務調査か何かのときでも葬祭業者の方も少し言われていたかと思えますけども、料金設定が非常に安過ぎるのではないかという話もあったかに思っています。ただそれと市民との感情の違いは確かにあるかと思いますが、ちょっといろいろと質問を受けていますが、他市も、例えば宇部市も古くなった斎場を今後建替えとかいう形になってきたときにどういった料金体系になるかは分かりませんが、山陽小野田市が現段階で新しい斎場を建てるそのタイミングで考えれば、申し訳ないですけど先ほどからも言いますが、これは必要最低限ここまではという形でいろいろと検討した結果で、この料金体系をお願いしたいという形になったということで御理解していただきたいなと思っています。

松尾数則委員 埋葬法か何か知りませんが、火葬は必ずしなければいけないんですよね。義務付けられているわけだから。例えば山陽小野田市に住んでもらって税金も払って、最後にお金まで払って火葬しなければならない。義務付けられているんですよ、火葬は。他市見たらゼロというのがやっぱりあるんよ。ゼロが本当は正解じゃないかという気がするんで

すけど。いろいろ理由はお聞きしましたけど。

木村環境課長 この県内料金の方で出しますと、山口市、防府市、周南、下松、光市、一部事務組合になっているところもあると思います。これも先ほど申しましたとおり、火葬料金的にはゼロ円かもしれませんが、こちらの山口市、防府市の右側を見ていただきますと分かりますとおり、一応原則論待合室料というのが必ず掛かるようになっています。それが3,000円であったり、少し安くなったりというのがありますし、それとは別にこれ全然違う話になるかもしれないですけど、葬祭ができるようなものということで山口、防府、周南とか通夜までオーケーですよということもありますので、そちらの料金も加味した形になっているんじゃないかなと思っています。ですからあえて火葬料金の金額を出すというんじゃなくてゼロ円にしといて待合とか式場の使用料としてそちらの歳入があるからというような形になっているのではないかなと感じている部分はあります。先ほど申しました県内の東部側まで含めていろいろ検討しますと、ちょっとその辺の比較が難しいので、山陽小野田市としては近隣市で検討させていただいたという形になります。

松尾数則委員 難しくないような気がするけど。今火葬料の話をしているんですよ。待合料の話をしているわけじゃない。だから火葬料はやっぱり考慮すべき、いろいろな話がありましたけど、考えるべきところがあるような気がするけど。1,000円から5,000円ですよ。いろいろ大井委員からも話がありましたけど、低所得者層のことも全然考えてないし、値段が上がるなんて、基本的には建物建てたけど考えてもいなかった。時期も悪いような気もするし。もう少しちょっと考慮すべきところはないのかなと思っているんですけど。

木村環境課長 繰り返しになるかもしれないですけど、低所得者の方々を考慮していないわけではなくて、全ての市民の方々を考えた中で、一応最終的には本当に火葬の部分しか掛からないものみのところを参考にさせていただいているということですので、他市との比較で確かに比べれば1,000円高いと言われればそうではあるかもしれないですが、私どもが他市比較そして検討事項とさせていただいた項目から考えますと、私どもとしては最低限、こちらでお願いしたいということで今後の指定管理料のものの中とかそういったものに修繕料とかを大きく別枠でプラ

スしているというようなことも今はしていません。ですからその辺も一応考慮した上で一番安くなる価格ぐらいでという形で考えたということをお願いをしたいと思います。

杉本保喜委員 生活困窮の方たちのことを考えて市長が特例という措置で安く火葬できるという余地はできているわけですね。ただ今までが安いから申請の実績がなかったという解釈でいいんですかね。

木村環境課長 この条例規則にあります減免等というものにつきましては、先ほども申しましたとおり減免理由を幾つか挙げて、その中に該当するから丸をして申請をしていただくという状況にはなっていませんので、なぜそこで減免が必要なのかというようなものの理由を詳しく書いていただくようなものになっています。先ほど申しましたとおりこの部門につきましてはそういう体制は整えてはいるものの、もしあったとしても事後的なもののような形でやむを得ず申請をしていただく場合と判断しています。

大井淳一郎委員 現行の料金体系では山田副委員長も言われるように、なかなか申請はない状況でしょうけど、今後こうなった場合に低所得者に対する減免申請、そういったものも今後起きてくると思うんですよね。その場合に詳しい記述を課すとなるともういいやってなっちゃうので、その辺の減免の申請の流れという手続も同時に考えていかななくてはなかなか納得いかないんじゃないですかね。そこはいかがですか。

城戸市民部長 減免についてちょっと協議させていただく時間を頂きたいので、できればちょっと休憩を取っていただければと思います。よろしいですか。

吉永美子委員長 ここで暫時休憩します。

---

午前 11 時 18 分 休憩

---

---

午前 11 時 33 分 再開

---

吉永美子委員長 休憩を閉じて民生福祉常任委員会を再開します。執行部から

減免についての何か答弁はありますか。

城戸市民部長 今直ちに結論を申し上げることはできませんけども、他市の例も参考に、生活保護世帯の減免規定等を設けている市もありますので、検討する時間を頂ければと考えています。

吉永美子委員長 ほかに質疑はありますか。

山田伸幸副委員長 これだけ意見が出ている中で、市民感情等も加味しなくちゃいけないという意見もありましたし、この場で採決というのは、先ほど減免の話も出ていますので、ちょっと採決は見送ったほうがいいんじゃないかなと思います。

吉永美子委員長 私が聞いたのは質疑です。

大井淳一郎委員 パターン3に基づいて考えると、形式的に算出されるものを見ればこれいい悪いは置いてこうなります。これに政策的な考慮を入れていくことを考えるならば、先ほど恒松委員が言われたように子育て世代に配慮するというのと、あと他市との比較というか都市間競争ということもあって、競争というののもどうかと思うんですが、子どもと胎児を宇部市に合わせていく、こういったことも考えられるのではないかなと思うんですが、そういったことは考慮しなかったんでしょうか。ただという話は無理だとしても、例えば2,500円と1,500円ですね。宇部市と同じようにするということは。

城戸市民部長 この使用料の規定につきましては、根拠としていますが他市との比較ということで、12歳以上の方を対象に根拠等も参考資料として出させていただきまして、それに12歳以下は0.7とか一定のこれまでの条例の規定上の使用料の率をそのまま適用させていただいているということですので、特に宇部市との金額の比較によってやったというよりも、これまでの条例上の一定の率を適用させていただいたということです。

吉永美子委員長 ちなみに市外の利用率というのはどのくらいなんでしょうか。

木村環境課長 市外の利用率ですが、これは胞衣等を除いて考えますと、平成29年度で約10.4%、全体の1割ぐらいが市外の方からの利用ということで、小さな統計は取っていませんがほぼ宇部市の方ではないかと思っています。ちなみに29年度、28年度が10%ぐらい、27年度、26年度、25年度が14.4とか13.7、14.4、24年ぐらいが16.4という統計があります。ですから28年適用になりましたので、単純な数値だけで言いますと28年4月に市外料金を改正させていただいたときに14%ぐらいのところは10%に下がっているというので、それは料金体系による影響が少なからずともあったのかなと思っています。本来の市のところで火葬していただく形に少しは傾いたのかなと思っています。

大井淳一郎委員 その関連なんですけど、基本的には市外というのは厚南ということになるんですかね。

木村環境課長 1枚ずつをめくったわけではないので分かりませんが、確かにその辺が多いというのはあろうかと思っています。大きく影響するのは施設ですね。最後に介護施設や病院といったものも多少関連してくるのかなと、近いところという形ですね。それと旧山陽町側につきまして斎場は一部事務組合でしてましたので、今もなお楠とか吉部とかそちらの方々は何となく山陽斎場に来られるという傾向はあろうかと思っています。

大井淳一郎委員 これは仮定の話なので難しいかもしれませんが、厚南の人は小野田斎場使っていたんですけど、そこがなくなって山陽に統合というかそちらになるので、利用が少なくなるんじゃないかなと思うんですけどもその辺のシミュレーションはされていますか。

木村環境課長 今のところ件数的なものはここ数年の平均値を大体想定しているところです。ですから一つになるということで、大きく減るということは今のところは考えていない。減る分がもし仮にあったとしても団塊の世代の方々がという形になってきますと、ちょうどそれで行くと現状の形で行くのではないのかなということは考えています。ただ前の28年に改正したときに市外料金で適用される方々が10%ぐらい減るんじゃないかなということで予算的なものを歳入を少し少なくしたとか考えたことはありますが、今回の分につきましてはほぼ今の現状推移で考え

ています。

大井淳一朗委員 私がこのような質問をしたのは、今まで5,000円と3万円だったから6倍なら市外でもいいやと思っていたのが、今度は7倍になるのでその辺の微妙な選択が出るのかなと思ったので質問した次第です。

山田伸幸副委員長 パターンが三つ示されました。いずれも5,000円以上ということなのですが、このパターンでもう少し安いパターンというのは計算されていないのでしょうか。

木村環境課長 ちょっと当初、参考資料としてお出しするのは控えていたけども、今見ていただきましても分かりますとおり、実際に掛かる経費の中でパターンを組んでしますと、今これよりも実際に本当に掛かる電気料と灯油料もそれ以外のものは一切含めていない形で考えて、この価格ですので、それ以下というものは考えていません。もしそうなってくるとこれを5,000円と決めて、あとは市の裁量でそれをまた更に半分とするのかという話になろうかと思えますし、逆に半分とする理由は何なのかということになりますので、その決め手がないのでそれがたまたまこの5,000円というのを一応参考にという形にさせていただいたらちょうど他市との均衡ぐらいになるのではないかということになったという状況です。

矢田松夫委員 使用料金の値上げの市民が納得する一番の理由、例えば電気料金とかその燃料費の高騰だから上げますよと言うなら分かるけど、完成して7月1日に使用開始したと同時に料金を上げるということはやっぱり工事代金の跳ね上がりを市民に求めるんじゃないかと。これ一番強い印象なんですよね。そういう状況の中で条例を改正するというのはいかかなものかと思うんですが。ちょっとタイミング悪いんですよ。どうなんですかね。

木村環境課長 この料金の改正時期につきましては、新斎場という形でスタートしますので、改正をするのであればこの時期にどうしてもなるのかなと思っています。それと小さな説明までしないということになれば、当然工事代金が入っているからこのようになったんじゃないかと思われる

ところも確かにあろうかと思いますが、市としましては先ほど来からの取りあえずの参考とさせていただいたもので、ほかのもので全然根拠のないもので出しているものではないということで御理解をしていただかないのかなど。それとそれに見合ったほどの施設というものもすっかりと見ていただきたいなという思いはあります。

山田伸幸副委員長 パターン3で電気量と灯油量が示されていますが、新しい施設でもこの消費率になるのでしょうか。

木村環境課長 こちらは火葬炉メーカーによる実績予測です。今回入っています炉メーカーが他市で行っている実際の使用量、条件によってかなり違いますけども平均的なものという形でお聞きしていますので、かなり実績には近いと考えています。

山田伸幸副委員長 現在の炉ではどれぐらいなのでしょう。それを算出されていますか。

木村環境課長 現在の炉では正直、一体につき幾らというのは算出していない状況です。小野田だけに胞衣炉があります。それが実際に今の手動で行っている状況のものとか、そういったものもありますので、全てを加味しながら胞衣を加味しながら、胎児だけを考えるとというようなものまでは、細かく出していないというのが正直なところですが、ただ言えるのはこの1体当たり50リットル以上は使っていると思われれます。

吉永美子委員長 それでは質疑を閉じたいと思いますが、先ほど城戸部長から減免規定について協議するなどの答弁もありましたので、本日の採決は見送りたいと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次の議案に入りたいと思います。議案第112号山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について審査を行います。執行部の説明をお願いします。

木村環境課長 続きまして議案第112号です。山陽小野田市斎場の指定管理者の指定についてです。公の施設であります山陽斎場及び小野田斎場につきましては、現在有限会社北斗産業を指定管理者として施設の管理運営が行われていますが、指定管理期間が新火葬場供用開始の前日である平成31年6月30日をもって満了となります。そのため広報及びホー

ムページで平成31年7月1日以降の指定管理者を募集したところです。その結果、有限会社北斗産業の1社から応募がありました。去る11月14日に指定管理者選定委員会を開催しまして選定基準に沿って審査した結果、異常値等はなく平均点38.8点で選定基準としていました25点を上回ったため、有限会社北斗産業を指定管理者候補者として決定したところです。このように指定管理者候補者が選定されたため、同社を指定管理者として指定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。なお指定期間につきましては平成31年7月1日から平成36年3月31日までの4年9か月です。お手元にも参考資料として申請書類と評価表等をお配りしているかと思えますので、こちらを見ていただくようになりますが、選定委員会で行われました主な質疑の中に、今後の職員体制という質問が出ました。新しい斎場でありまして大きなものでもありますので、業者からは特に清掃・維持管理には力を入れていきたい、それと職員の知識といいますか技能、そういったものも向上させるために火葬場の技術者を今後も増やしていきたいという回答がありましてしっかりとした体制を取りたいという意気込みをされたという経緯があります。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子委員長 それでは委員の皆様からの質疑を受けたいと思います。

杉本保喜委員 指定管理者評価表を見ますとサービス向上のところで御意見箱を設置したと。次の下の段に御意見箱を設置したがまだ1件しか投書されていないと回答されているんですけど、これの内容と必要な措置等があったのかどうかをお尋ねします。これは山陽も小野田も同じ回答しているんですね。

木村環境課長 お待たせして大変申し訳ありません。アンケートで中に入った内容のところまでちょっと今把握し切れていないと、そこのところは今からちょっと確認をさせていただきたいと思っています。ただこのアンケートについてのお話も質疑で出ていまして、こちらも今後はアンケートをやっていきたいという話になりますが、これは指定管理者で率先してやっていくのか、若しくは市としてアンケートを取るよという形でどちらが主導していくかという違いがありますので、そちらについては今後検討していきたいという話が質疑の中でもありました。内容につ

いては後ほど回答させていただきたいと思います。

杉本保喜委員 指定管理者についてはいろいろと勉強させていただいているんですが、今度新たな斎場ができるということを考えて場合、使用者、一般の人たちの意見をどのように集約して、行政と管理者が自分のものとしてそれをこなして、結果として使用者側、市民に回答できるかということは非常に指定管理者制度においては重要なことなんですよね。私は今やっぴりなという思いがあったのは、この評価表をどこまで評価してきているのか疑わしいものが出てきたなと感じるんです。例えばたった1件出てきたんだけど、それをどのように処理をしたかというのは、非常に指定管理者制度の上では重要だと私は捉えているんですけど。たった1件が非常に大切なものとして扱われて処理をされたのか、それとも大した意見ではないよということで捨て置かれたのかというところが気になるわけです。多分この評価表に出てきているということはある程度重要さがあるって、これを入れたのではないかという思いも感じられますから、その辺りのところはしっかり対応させていただきたいと思います。

木村環境課長 大変遅くなりました。今の重要度の問題はありますが、駐車スペースが少ないのでということで、もう少し多くの車が止められるように配慮していただけないかという形です。当然無記名ですので、そういった内容であったということです。今そのアンケートの集約の方法につきましては先ほど申しましたとおり今後指定管理者自体が独自で行うようなものを設置していくような形にするか、若しくは市として指定管理者をお願いしているわけですから、今までどおり市での設置という形にもし仮になったとしてもそれは当然ヒアリング等を行う中で改善していくべきものはきちっとしていく。そして利用者に回答できるものであればきちんと回答できるような体制を今後は取っていきたいと思います。

杉本保喜委員 次に指定管理業務の仕様書があるんですが、この仕様書の2ページに指定管理者が行う管理運営業務の範囲という中の③のところに研修等の実施に努めると書いてあるんですが、こういう業者の中で公的又は団体の大きな研修というものが実際あるんですかね。それとも内々の研修なんですかね。

木村環境課長 こちらの研修につきましては、先ほど来の今回の選定委員会の中の質疑にも出ましたけど、火葬業務に就く者として、日本で代表するところだと思いますけども、日本環境斎苑協会というところがあります。そちらで火葬場の管理する技術者としてふさわしいかどうかとかそういったものがありますので、そちらの協会で講習を受けまして適格者であると認められた者、資格の認定証という形になります。その協会が出す、あくまでも認定証という形になりますがそういったものとか、あとはその研修会のみではありますけども、そちらの研修で所定の全ての課程を大体把握して終了したものですよというようなものがありまして、こちらを会社として順次受けさせているという状況ですので、こちらの体制につきましてはしっかりとその辺のところはされていると認識しています。

杉本保喜委員 次に6ページの災害時の安全確保の中で、②のところには危機管理体制を築くとともに対応マニュアルを作成しようぬんとあるんですけど、このマニュアルについては管理者と行政の二者がどのような形でマニュアルを作るのか、それとも業者だけでマニュアルを作るのか、その辺りお尋ねします。

木村環境課長 こちらの危機管理マニュアルという形になろうかと思います。今回の申請書類の中にも43、44ページ辺りに載っているかと思えます。こちらでも事故が発生した場合ということで、今で言いますと小野田斎場、山陽斎場がありますが、こういった形で対処しますよというものを当然通常のときにおいても提案をしていただいているところです。これに関しても指定管理と環境課で一応確認はしています。過去にも確かに突発的な事故で停電というものが起きたときもありましたので、それもありかなり教訓にはなりましたのでこれ以外にも連絡体制についてもしっかりと体制を取っているという状況です。

杉本保喜委員 今のところで随時訓練を行っていくと書いてあるんですよ。これはもう定期的にやるという解釈でいいんですかね。随時というのはかなり…

木村環境課長 突発的な事故のところまでを随時となるとどうかなと思いますけど、防災訓練はきちんとされていますし、そういったものも写真とか残

されてちゃんと実施したという報告も受けています。

矢田松夫委員 これまでの評価表が出ていますけど、一つだけうそがあるんですが。3ページ、特に評価される点という中で「一切支障を来していない」と書いてあるんです。本当にそうですかね。例えば炉が落ちたとかあるいは火を入れたら火がつかなくて火葬に来た人を白石まで連れて行ったとかたくさん事故があったでしょう。市長が迷惑料じゃないけど払ったとかあったです、これちょっとうそじゃね。過去のことを含めてね。そういうのはいいんですが、それからもう一つは人員配置ですよ。人員配置は結局7名にされるんですか、6名が7名に。非常に安い賃金というんかね、ここで働いている方は。一人頭の賃金で行くと非常に安いんですが、世間並みの賃金は保証してあげなくてはいけないという立場に立てば、指定管理料そのものの金額もあるんだけど、少しどうかなということの考慮はされたんですかね。

木村環境課長 実際に指定管理が始まりました、そこの職員体制を敷く人数につきましては当然そこの指定管理者が検討をしていく形になるかと思っています。当市としましては今の二つの斎場が一つになったということで機能的なものとかそこで働く職員の業務が非常に円滑的にできると、これはかなり改善されるのではないかなと思っています。ですから市としましては算出根拠の中に大体この人数で、あと一人ここで受付を付けてというものは算出していますが、それと今回申込みをされた指定管理者との人数の差というのはあろうかと思っています。ただそこにつきましては最初から調整をするわけにはいきませんので、そこの企業の考え方ですので、実際に張り付いて実際に運営されたときにここまでの人数は要らなかったなという話になってくれば、それは経費節減の上でも努力をしていただかないといけないのかなと思っています。最初からそこを調整してという形ではないですが、市としては取り急ぎ今の新斎場を運営していくための経費を算出していますので、その中での違いは多少あろうかと思っています。

矢田松夫委員 職員の配置数は7名で行くということでもいいんですね。その回答を聞いたんですが。

木村環境課長 7名につきましてはあくまでも北斗産業が提案している数とい

うことですので、市としてはその数かと言われたら、そうではないです。想定としてはそうではないです。

矢田松夫委員 事業計画が7名と書いてあるから7名で行くんですかねと。これは利用者からすると人数が少ないと随分支障が発生する場合もあるんだから。それはいいです書いてあるから、6名が7名になったんですね。もう一つは山口県の最賃には適用しているということでもいいんですね。

木村環境課長 人件費の算出部分につきましては、最低賃金というものには影響はないと思います。それと先ほど7名と出ましたが、北斗産業としては多分5名が火葬業務の関係で、2名を清掃業務という形でその中を上手に回していきたいということではありました。

大井淳一郎委員 指定管理料なんですけど、北斗産業が出された事業計画書の金額とこちらの募集要項の金額はどの辺に差があるんでしょうか。北斗産業の事業計画書が2, 170万4, 000円、これは34年、35年は2, 190万ですけども。それと今回指定管理者の募集要項の金額が2, 204万2, 000円。これは応募者の収支計画において提案された金額に基づきと書いてありますが、この辺の差というのは。

木村環境課長 市の仕様書につきましては、先ほど申しましたような市の算定した金額ということでお示しをしまして、一応これを限度額としますよというものです。それに対しまして申請で出している金額は指定管理者で頑張っってこちらの金額でできるという形ですので、今回僅かながら少し安い金額を提示していらっしゃるということですので、市で限度額を決めたものに対してそれを見られて指定管理者が少し安くしていらっしゃるというその違いです。

大井淳一郎委員 この2, 204万の額を見て事業計画を作られたという流れなんですね、それで分かりました。今後、指定管理料はこの北斗産業が出された金額で設定していくということなんでしょうか。北斗産業は34年、35年設備補修の関係で増えていますが、これは5年間で変動するんですかね。この辺の指定管理料の考え方について。

木村環境課長 今の指定管理料につきましては、北斗産業で提案をしていただ

いた金額で行くという形になろうかと思えます。終わりの34年、35年のところがありますけども、これもこちらの新斎場のことをよく読んでいらっしゃるようで、炉の瑕疵担保期間といえますか、そういった期間が33年度までありまして、34年、35年以降はその担保が切れますので、多少なりとも僅かですけども修繕料というものが何かしら必要になるのではないかということで上乗せをしたというような話はお聞きしています。

大井淳一郎委員 34年、35年の指定管理料はこの変わった額で行くということですね。5年間でも変動するということですね。

木村環境課長 このままの額で行きます。

吉永美子委員長 これまでの指定管理料限度額は幾らですか。

木村環境課長 済みません、今限度額までは持ち合わせていませんが、30年度で申しますと、指定管理料金が2,476万6,000円に消費税という形ですので、2,674万7,280円という金額です。これは実数の数値です。

吉永美子委員長 消費税を含まないで200万以上下がることですよ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）その根拠は。二つを一つにしたからということだけというのは、ちょっと分からないんですが。先ほど矢田委員から決して高くない賃金で頑張っているという話がありましたけども、それ考えていく中でこの200万円以上の限度額を下げているというところで、その根拠をお知らせください。二つを一つにしたことによって何が下がるのか、市の考え方です。

木村環境課長 今まで山陽斎場と小野田斎場を別々の計算でやってきていますので、その分ほどの影響になろうかと思えます。それを集約して1か所のところにいらっしゃるという形になりますので、例えばですけど3人と3人が足して6人のままかというような話になるというわけではなくて、人数的なものを少し減らして考えたということです。

吉永美子委員長 だから市としては減らすということで、200万以上減って

も大丈夫だろうということだけど、逆に言うと北斗産業は清掃とか頑張るという意思が強いから分からないけれども、7名でということを考えているということですよ。そこに大きなギャップがあるということは、賃金に対して決して高い分は取れないということになりませんか。考え方としてですよ。

木村環境課長 先ほどちょっと申しましたが、7名というのは常時ではありませんので、あくまでもローテーションを組んでというようなことでありますし、必要なときにというような形であろうかと思っています。

吉永美子委員長 7名といっても、決して人件費がぼんと上がるということではないと。ただ何が言いたいかということ、結局二つを一つにしたから人数を減らせるかという問題なのってということなんですが、その考え方で減らしているってことですね、市としては。

木村環境課長 人数のところだけで言いますとそのようになります。

湯浅環境課課長補佐 それと火葬炉も新しくなっていますので、今まで非常に北斗産業は努力して、古い火葬炉を何とか維持されている。人件費あるいは材料費10万円以下は指定管理者持ちになりますので、そういった面ではすごく負担されていたと思います。そういったものが新しい火葬炉になれば必要なくなる、それと炉が新しくなっていますのでもちろん今までのような手間もかなり軽減されると考えています。

吉永美子委員長 そういうことは分かりました。今後自販機とか売上げとかはこの指定管理を受ける北斗産業の、当然企業ですから利益を上げなきゃいけない、だから北斗産業の利益として自販機、また場合によっては売店を置いたらどうかと前の委員会でもやり取りしたことがあったはずで。売店を置かないということですけども、二つが一つになるということはかなりたくさんの方が来られて、やっぱり自販機では対応できないものというのは出てくる可能性は私はあると思っていますんですけども、北斗産業が独自でそういう許可を得てそこで販売とか、そうすると利益が上がりますね、そういうことは許せる、先ほどの102号はそういう条例になっているってことですよ。

木村環境課長　今まで齋場条例の中に販売行為については市長の許可を得てということですが、それがなぜ外したかというのが指定管理者、数たくさんある施設の中で齋場のところだけの条例についてその分の販売行為について条文が残っていました。ですから更新をされるたびに自動販売機を公募という形で小野田齋場の中にも外にもある、山陽齋場のところにもあるものに対して指定管理者が参入できないような状況になっていました。ほかのところが取っていたということもありますので、今後はその文を外してこちらの仕様書の中に販売については一応協議にはなりませんけど、協議をして決めていくと。そこの設置をされるかどうかとか、どういった体制を取っていくかというのは指定管理者の今後の考えになるということです。

大井淳一郎委員　自販機の収入は今後北斗産業が収入するわけですから、当然指定管理料の算定もその辺りも考慮して決めるってことですね。その分収入があるわけですから。

木村環境課長　今後の決算状況を見させていただく形になろうかと思います。仕様書でうたっているのはあくまでも指定管理者といいますか、設置者が設置する、例えば自動販売機であれば設置者が費用負担をしますという形になっていますので、これ実際に指定管理者がされるのか、それ以外の方が入ってこられるのか、そこのところは分かりません。もし指定管理で収入がばくちあるということであればそれを今後の算定料の中でどう加味するかという話になりますが、そこにつきましては指定管理料を大きく変えるところまでというのは今のところ考えてはいません。

大井淳一郎委員　自販機の収入というのは北斗産業以外が入るのかな、第三者が入るといっているのはあるんですか。ちょっと気になったんで。

木村環境課長　この自販機に関しては、これもちょっといろいろな経緯がありまして、仕様書の中には組み込みますが、設置者という形でしているのはその周辺のところにドライブインと言いますか、飲食業をしていらっしゃる方がいまして、遠い過去に実は山陽齋場にも入っていらっしゃる経緯とかそういったものがあります。実際にそこで生活していらっしゃる方々で言いますと、その方がほとんどでして、あとはほかにも営業していらっしゃる場所もありますが、実際は市外の方とかというの

がありまして、その辺の絡みもありますのでひょっとしたらそちらの方々が入れられるということになるかもしれません。それは今後の協議という形です。

大井淳一郎委員 その話はまた協議して決めてください。単独指定で今回来ていますが、今回は議案説明を見ると公募ということなんですが、結果的には1社になったんですが、公募に至った経緯について。

木村環境課長 これは指定管理者制度を導入するにおいて新火葬場という形です。最初からの単独指定というわけには当然行きませんので、その辺も含めまして最初は公募と。今後その状況を見まして、よければ単独指定ということもあるでしょうし、再度公募という形になることも考えられるかと思います。

大井淳一郎委員 単独指定は2回までとか3回までとかあるんじゃないですかね。今の要項はどうですか。北斗産業が単独指定になっても制限あると思うんですがいかがですか。

木村環境課長 指定管理の単独指定につきましては2回までということはありません。それを行使するかどうかというのはそのときの判断になるかと思っています。

山田伸幸副委員長 評価表の収支状況を見ているんですが、これを見ると収入に対して支出が赤字の年度があるんですよね。平成27年度赤字、平成28年度若干黒字、平成29年度も赤字ということなんですが、今後の指定管理料にどのように考慮されたのか。計画では黒字になるように作られていると思うんですが、実際に赤字が続いているんですが、その辺は何か考慮があったんでしょうか。

木村環境課長 こちらの決算状況につきましては、北斗産業が実際に火葬場として捉えた場合についての収支というものを出していらっしゃるわけです。こちらとしては当然収益が上がって経営のいい状況でやっていただきたいというのはありますし、それがためにその当時限度額を設定してそれでも経営することができますよということで申請をしていらっしゃるわけですから、このところは企業努力でしていただいて、実際はそ

この赤字部分については解消していただきたいと思っているところです。そこがいわゆる企業努力、人件費的なものとかほかのところに掛かるものを少し削減するとかいうものを考慮されればと思っていたところですが、そのところが一部ちょっと赤字になっていたところもあったという考えです。

山田伸幸副委員長　ということは今回の指定管理料の算定にこの赤字の実績は考慮されていないということによろしいんですか、今の言い方だと。

木村環境課長　言い方が悪かったですけど、その負の部分につきましては考慮していません。

矢田松夫委員　先ほどの自販機の関係ね、某ドライブインとの暗黙の了解というのか、新しくなったら入れますよということはなかったですかね。私は前任者からそういうふうに優先的に。あったでしょ。

木村環境課長　今から決定をしまして、それから実際に協定を組んでという話なので、回答的には遠慮させていただきましたが、実際のところはその周辺での方々の中で先ほどの自動販売機につきましては、その方がもし設置をしたいということであれば、そちらが優先的な形になろうかと思っています。

吉永美子委員長　なぜ優先なんですか。

木村環境課長　今までの斎場の設置を進めていく中での承諾であったり、周辺で非常に迷惑を…（「迷惑料」と呼ぶ者あり）その方にしてみれば、何の利益もない、迷惑を被っているという形ですので、そのところをちょっと配慮したという形です。

城戸市民部長　暗黙の了解というのはちょっと申し上げられませんが、自動販売機というのは市の施設に自動販売機を設置される場合、原則公募という形になっています。指定管理等で管理をお願いしているところについてはその指定管理者の判断でお任せするという形で公募していませんので、今近隣のドライブインとかそういった方がもし要望があれば、当然指定管理者の判断の中で設置を認めるということになります。当然

北斗産業自身が設置される場合もありますし、そういった近隣の方に配慮されて自販機を許可されるというのも北斗産業の判断ということです。市は公募をしないということです。

吉永美子委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、質疑を閉じたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入りたいと思います。議案第112号山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第112号は可決すべきものと決しました。それでは午前の部を終わりにして午後は13時15分から行います。まず病院から入ります。お疲れ様でした。

---

午後0時22分 休憩

---

---

午後1時15分 再開

---

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして、民生福祉常任委員会の審査に入ります。皆様のお手元にあります審査内容の7番、議案第100号平成30年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について審査を行います。執行部からの説明をお願いします。

矢賀病院事業管理者 このたび3名の方から寄附金を頂きまして、既に入金されています。それについて補正予算を組みましたので、担当者から説明させていただきたいと思います

藤本病院局総務課課長補佐 それでは議案第100号平成30年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について説明します。

まず1ページを御覧ください。このたびの補正の内容につきましては、寄附金の受領に伴う増額補正と、その寄附金を原資として行う非常用電源設備の増強及び医療器械等の購入に伴う所要の補正です。補正第2条から第4条の詳細につきましては後のページで詳しく説明します。次に

2 ページは今回の補正の内容を款項目まで表記したものです。3 ページを御覧ください。これは、平成30年度の予定キャッシュ・フロー計算書ですが、平成30年度当初予算では、平成29年度決算見込みから算出した平成30年度1年間の予定キャッシュ・フロー計算書を掲載していましたが、今回は、平成29年度決算及び今回の補正内容を反映させたものとなっています。その結果、現金預金の期末残高見込みは、1億951万4,000円となりました。次に4、5 ページを御覧ください。これは、平成30年度末現在の予定貸借対照表、いわゆるバランスシートです。これについても、平成29年度決算及び今回の補正内容を反映させたものとなっています。次に6 ページを御覧ください。これは重要な会計方針に係る事項に関する注記ほかですが、当初予算と変更はありません。次に7 ページを御覧ください。これは、平成30年度の予定損益計算書ですが、今回は資本的収支のみの補正であるため、基本的には変更はなく、当初予算掲載時との違いは、平成29年度決算の確定に伴う、8、前年度繰越欠損金、一番下から2番目ですが、これを反映させ、当年度未処理欠損金に変更となっているところです。現時点では、減価償却費の影響で2億9,636万4,000円の医業損失が発生していますが、医業外収支を含めた経常収支を見ると7,366万2,000円の経常損失となり、特別損益を勘案した当年度純損益については7,765万2,000円の当年度純損失を見込んでいます。その結果、年度末累積欠損金は33億760万8,000円となりました。

最後に8 ページの平成30年度山陽小野田市病院事業会計収入支出予定額調補正（第1回）を御覧ください。これが、今回補正する内容の詳細となりますが、補正第3条関係として、資本的収支の補正です。今年度に入り、3組の方々から総額2,582万円の貴い寄附を頂きました。詳細につきましては後ほど事務部長から説明します。当院としても、この寄附を寄附者様の意思を尊重し、有効に活用する用途を検討した結果、病院機能の強化と安心安全な医療の提供のために、従来から懸案となっていました非常用電源設備の強化、具体的には発電用A重油備蓄タンクの建設及び医療器械等の購入に使用させていただくこととなり今回の補正予算の提出となりました。補正内容としては資本的収入2,582万円、資本的支出1,167万2,000円の補正となりますが、まず収入として1目1節寄附金2,582万円を計上し、それに対する支出として1目1節工事請負費97万2,000円、2目1節医療器械1,070万円を計上しました。その結果、1 ページに戻りますが、補正後の第3

条、資本的収入の予算総額は1億8,157万1,000円、資本的支出の予算総額は5億3,602万6,000円となりました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億5,445万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものとします。最後に、補正第4条は今回の補正で行う非常用電源設備増強事業に関連して平成31年度の債務負担行為を設定するものです。当該事業に関しては、補正通過後の入札発注では施工内容・規模等から勘案して年度内に完成する見込みがないことから、あらかじめ年度をまたいだ複数年契約とし、平成31年度分として債務負担行為の限度額を設定するものです。債務負担行為限度額の算出根拠ですが、当該事業の事業総額を税込み1,512万円と見込み、そのうち今年度に支払予定である、先ほど資本的支出の工事請負費のところで説明した97万2,000円を差し引いた1,414万8,000円です。

堀川病院局事務部長 先ほどの寄附金について詳細に説明したいと思います。今回3件ありました。まずその1件目が寄附金額30万円、目的として産婦人科の医療機器等の購入、入金日は30年6月29日でした。次に2番目の寄附金につきましては寄附金額1,552万548円、目的として市民病院のために役立ててほしいと言われていたことに対する寄附です。入金日につきましては平成30年10月5日。そして最後に寄附金額1,000万円、目的として山陽小野田市医療体制の充実のためということです。入金日は平成30年10月30日。したがってこの3件で合計2,582万548円です。以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子委員長 それでは委員の質疑を受けたいと思います。基本的に寄附金のことが主なんですが、皆様から今説明があった中で質疑があれば。

大井淳一郎委員 この寄附をしていただいた方に対しては、私からもとても有り難く思います。寄附の目的について部長からありましたけど、寄附をされる方の意思にちゃんと合っているのかということを確認したいと思います。産婦人科の医療機器等の購入というのが今回挙げられている医療器械と連動しているのかなと疑問に思ったものですから。寄附の意思が生かされないと、何のために寄附したのか分からないというところもあると思いますので。寄附がちゃんと生かされているのかについて確認

したいと思います。

堀川病院局事務部長 最初に説明しました30万円の寄附金、これは産婦人科等についてということで寄附の申込みがありました。これにつきましては寄附の目的として、奥様が長い期間うちの婦人科にお世話になったということで、その主治医に対して非常に感謝されたという中で、30万円程度の中で主治医が望んでいる、産婦人科で困っていることに何か役立ててほしいという目的で寄附を頂いたところです。私どもは産婦人科といろんなヒアリングをすることで、具体的には産科と婦人科の待合室のソファが相当傷んでいるので、ソファを買う段取りをしてもらえないかという意見を頂きました。市外に住んでおられるんですが、直接自宅に寄附の感謝状とカタログを持っていきました。その方は主治医の先生がそれを望まれるならそれでいいですよと。私どもも一応購入する前に寄附者にカタログをお見せして、購入しました。そして購入したときには実際にその写真等を添えて、また本人のところに持って行って、御挨拶をするということを行います。残り二つにつきましてはまだ具体的に設計金額とかそういうのは出ていませんので、その辺につきましては本人は亡くなっておられますので、遺言執行者に報告をしようと考えています。3番目につきましても医療機器の購入に役立ててほしいということですので、今現在31年度の医療機器等の購入検討委員会、つまり予算の要求が各診療科から出ています。そういうものの中で金額を査定する中で特に必要なものにつきまして前倒しでこの寄附金で医療機器を購入したいと考えています。

大井淳一郎委員 最初の方の産婦人科の医療機器等の購入がこの医療器械に充てられているのかと思ったんですが、それは違うということなんですか。どういった医療器械かというのは、先ほど説明があったかと思うんですが、もう少し詳細に説明していただくのと併せてお答えください。

堀川病院局事務部長 この30万円につきましてはソファですので、先ほども説明したかと思いますが、医療機器「等」という説明をさせていただいたと思います。その「等」の中、備品も含めて対応しています。次の医療機器、3番目の医療機器については、今予算要求が出ている段階ですので、これというのは決まっていません。2番目の寄附については先ほど言いましたように非常用電源の増強という中で、タンクを増強した

いと考えています。

大井淳一郎委員 医療器械については予算を確保して、どう使うかはこれから決めるということで理解しました。タンクについてA重油の備蓄タンクという説明がありましたが、既にある非常用電源装備がこれによって増強されるということなんですが、これによって大体どれぐらい増強というか、何日もつとかそういった想定はどれぐらいされているのでしょうか。

堀川病院局事務部長 現在非常用電源は約0.7日分、おおむね1日弱の稼働時間です。それを規定どおり3日程度という形で増強していきたいと考えています。

大井淳一郎委員 3日程度になるということなんですが、今回先ほど説明がありましたように今年度では難しいということですが、大体どれぐらいの期間で備蓄タンクは完成するものなのでしょうか。実際備蓄タンクのお金というのは今出ている債務負担のこの額で確定ということなのでしょうか。まだ増える可能性はあるのでしょうか。

堀川病院局事務部長 設計価格で約1,400万円程度と見込んでいます。この中では十分対応できると考えています。ただ入札はまだやっていませんで今後その金額については逆に減額になるのではないかなと考えています。あと入札を2月ぐらいに考えています。3月末までの出来高で対応しますが、それが先ほど言いましたように九十何万円ということですが。また工期につきましては余裕を持って七、八箇月と考えています。

杉本保喜委員 ようやく非常用の体制ができたという、私も非常に有り難く思っているんですけど。この前私が問題提起したのは、タンクの位置とか防災上の観点で考えているだろうと思うんですけど、その辺りはどうですか。

堀川病院局事務部長 タンクにつきましては特注の製品で違う場所で作ります。それをこちらに持ってきて埋設すると。ただやはりこれは特殊な技術と機能的、効率的に設置したいという中で、うちが設計をするのではなくて、プロポーザルの形で技術的な提案を求めながらやっていこうと思っています。当然その中には耐震性も含めていろんな条件を付けながら発

注しようと思っています。

杉本保喜委員 分かりました。3日程度になるということなんですけど、病院の電源系統というのは非常に重要なものなので、できれば5日ぐらいという期待感は多少あったんですけど、3日までは確実にもつと考えていいということですね。

堀川病院局事務部長 これが災害拠点病院の条件ですので、それを満たすような内容で対応していきたいと思っています。

山田伸幸副委員長 寄附とか頂いたときによく記念のプレートとかを機器に貼り付けるとか、建物であれば基礎部分に明示するというのをするんですけど、重油タンクとなるとかなり中のほうになりますよね。そういうのはできないということではよろしいのでしょうか。

堀川病院局事務部長 今回産婦人科のソファーにつきましては、本人の意向もありまして目立たないところで「寄贈〇〇」というものを貼らせていただいています。ただそれはソファーでしたのでできたことであって、例えば医療機器等ではいろんな制約があるかもしれません。その辺はその都度考えていきたいと。特にこの寄附者の方、今までも市でいろいろされているという中で、これが今回最後ではないかなと思っています。その意思を何らかの形でつなげていきたいと思っています。

吉永美子委員長 ほかに。 (「なし」と呼ぶ者あり) それでは質疑を閉じます。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第100号平成30年度山陽小野田市病院事業会計補正予算(第1回)について賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

吉永美子委員長 全員賛成。議案第100号は可決すべきものと決しました。次にいつもの報告をお願いします。

藤本病院局総務課課長補佐 それでは、報告事項のうち患者数等の動向から説明します。お手元の資料を御覧ください。今回は平成30年8月から平

成30年10月までの3か月間分の内容となります。

まず8月ですが、1ページ「平成30年度患者数等の動向」平成30年8月分を御覧ください。入院については1日平均で185人、月間入院患者数は5,736人、病床の稼働率は86%で平均在院日数は15.5日となっています。外来については1日平均で392.7人、月間外来患者数は9,033人となっています。医業収益については、入院外来合わせて2億8,615万7,000円となっています。医業費用については、職員給与費以下減価償却費等までで合計3億3,103万8,000円となっています。

次に9月です。2ページを御覧ください。入院については1日平均で183.8人、月間入院患者数は5,515人、病床の稼働率は85.5%で平均在院日数は16.3日となっています。外来については1日平均で424.3人、月間外来患者数は7,637人となっています。医業収益については、入院外来合わせて2億7,546万4,000円となっています。医業費用については、職員給与費以下減価償却費等までで合計3億3,669万8,000円となっています。

最後に10月です。3ページを御覧ください。入院については1日平均で180.3人、月間入院患者数は5,590人、病床の稼働率は83.9%で平均在院日数は14.4日となっています。外来については1日平均で414.9人、月間外来患者数は9,127人となっています。医業収益については、入院外来合わせて3億379万4,000円となっています。医業費用については、職員給与費以下減価償却費等までで合計3億4,664万7,000円となっています。

そのまま3ページを御覧ください。平成30年4月から10月までの7か月分の累計の状況ですが、表の一番右端の対予算比は、上から2行目までの1日平均の入院・外来患者数については、平成30年度当初予算額等（B）に対する累計（A）の割合、入院患者数3行目以下の項目については、平成30年度当初予算額等（B）に対する累計（A）の到達率、予算執行率、いわゆる進捗率を示しています。ちなみに参考進捗率は、12分の7か月で58.3%がベースになります。まず入院患者については、平成30年10月累計で1日平均患者数が当初予算を8.5人下回っていますが、外来患者については10月段階では1日平均患者数は当初予算を僅か1.7人ほど下回っているだけで、ほぼ当初予算どおり推移しています。

次に医業収益について見ると、入院収益については先ほど説明しまし

たように入院患者の減少により当初予算と比較し、やや収益減となっていますが、外来収益については患者数がほぼ当初予算どおりに推移していることから、逆に当初予算に比べやや収益増となっています。その結果、医業収益の累計（A）は当初予算に比べ2.1ポイント下回っています。

次の医業費用のうち材料費については、通常は患者の増減に連動するものですが、直近一、二箇月で昨年この時期には購入実績のなかった高額な抗がん剤や、時期的にインフルエンザワクチンをやや多めに仕入れたことや、メスや鉗子<sup>かんし</sup>などの手術器具や低額な医療機器などのいわゆる医療消耗備品の老朽化に伴う買い替えや追加購入等が増えたことなどにより材料費の執行率がやや予算を上回りました。経費については、執行額自体は昨年度とほぼ同じ水準で推移しています。その結果、医業費用の累計（A）は、10月までの平均的な執行率58.3%に比べ、2.5ポイント下回っています。

最後になりますが、今まで説明した増減を全て反映した結果、表の一番下、本業のもうけを示す医業収支比率は、当初予算時の83.5%に対し、10月末現在の累計医業収支比率は84.2%と当初予算を0.7ポイント上回っており順調に推移しています。以上で患者数等の動向についての説明を終わります。

次に、資金繰りの状況です。これは、1ページから3ページまでの医業損益の数値とは異なり、現金ベースでの動きを月ごとにまとめたものです。

4ページ「平成30年度資金繰表」を御覧ください。それではまず8月の収入からですが、8月の収入のうちで最も大きいものは、医業収益です。社保や国保からの診療報酬は2か月遅れで入金されるため、これは平成30年6月分の保険者からの診療報酬が多くを占めています。医業外収益が7月に比べ増加しているのは、歯科金属の売却収入があったためです。預り金収入が増加しているのは、R I C（労災保険情報センター）預り金が増えているためです。その他収入が増加しているのは、仮受消費税が増えたためです。支出のうち、人件費、物件費については例月並み、預り金支出が7月に比べ大きく減少しているのは、7月は賞与に係る所得税等を支払ったためです。

8月の一時借入金については、9月3日の企業債償還に備え、月末に1億3,000万円の一時的借入金を借り入れ、月末の借入残高は1億

3,000万円となり、その結果2億2,462万1,000円を9月に繰り越すことになりました。

次に9月の収入ですが、主なものは8月と同じく医業収益です。8月に比べ僅かに増加しています。医業外収益、預り金収入、その他収入は例月並みです。前月繰越金が8月に比べ大きく増加しているのは、先ほど説明しました9月3日の企業債償還に併せて8月末に借り入れた一時借入金を、そのまま9月に持ち越したためです。支出について人件費が増加しているのは、9月に年に一度の共済追加費用、金額は2,100万円余りですが、この支払を行ったためです。また9月は年に2回の企業債償還月であり、もう一度は3月にあります。その利息として2,675万7,000円、元金として1億8,070万7,000円を支払いました。その他支出が増加しているのは平成30年度の前払消費税、これは年間3回で最後6月は確定を支払います、その9月分を支払ったためです。なお、9月の一時借入金については借入れも返済もないため、月末の借入金残高は前月同様1億3,000万円のまま変わらず、その結果1,787万円を繰り越すことになりました。

最後に10月の収入の主なものは9月と同様に医業収益です。前月比4.6%の増加となっています。これは7月（9月入金）に比べ、8月（10月入金）の入院・外来患者数がともに増加したためです。また、補正予算でも説明しましたが、10月は2組の方から総額2,552万円の寄附金を頂きました。支出については、人件費、物件費、預り金支出、その他支出は例月並みで推移しています。また、10月の一時借入金については、給与や月末の支払のため2回に分けて合計1億4,000万円を借り入れましたが、保険者からの診療報酬入金後1億9,000万円を返済したため、月末借入残高は先月から5,000万円減の8,000万円となり、その結果3,929万2,000円を11月に繰り越すことになりました。以上で資金繰りについての説明を終わります。

続きまして、報告資料5ページ、山陽小野田市民病院経営会議概要の平成30年9月から11月開催分につきまして総務課長より報告します。

和氣病院局総務課長 それでは、市民病院経営会議9月から11月の開催状況について報告します。資料5ページを御覧ください。主な協議内容は資料のとおりです。まず、病床稼働率の報告と傾向分析についてです。患者数、単価、病棟別稼働率、病棟別重症度、紹介率・逆紹介率について報告を行い、協議を行いました。次に来年度に向けた課題についてです。

非常用発電機の燃料タンク設置、地域連携の強化、リスクマネージャーの設置等について協議を行いました。燃料タンクにつきましては、今回の補正予算にあるとおりです。次に薬剤の期限の管理についてです。薬剤の使用期限のチェック体制強化について協議しました。次に広報誌の充実についてです。現在は3か月に1回の発行ですが、情報発信の強化を図るため発行回数を増やすことにしました。これにより開業医の先生との連携強化、通院患者への情報提供の充実につなげてまいります。次に再来受付についてです。再来受付について、患者の負担を増加せずに分かりやすく順番をとるための方法を検討しました。この結果、椅子に番号を表示して、順番に腰掛けていただくこととしました。現在既に実施しています。その他報告事項としては、透析件数の状況について、各月における診療収益の状況について、地域医療構想調整会議の議事内容について、産婦人科の相談室開設について、夜間がん検診の実績について、SOS健康フェスタの実績についてでした。経営会議の開催状況については以上のとおりです。

吉永美子委員長　それでは報告いただきました患者数の動向について質疑はありますか。

山田伸幸副委員長　この3か月を見ると若干患者数が下がり気味ということなのですが、これは例年の動向とそう変わらないということによろしいでしょうか。

藤本病院局総務課課長補佐　先ほど委員から指摘がありましたように過去3か年の状況を見ましても大体夏から秋、10、11月にかけては減少傾向にあります。秋から冬にかけて上昇傾向です。今年についてはまだ分かりませんが、過去2年間はそういった状況です。

山田伸幸副委員長　入院患者でどの科が一番多いかとかきちんとしたデータがありますか。

矢賀病院事業管理者　入院患者は毎月把握しています。圧倒的に多いのは内科です。それぞれの科も毎月フォローしているんですが、例年と比べて大きな差はありません。整形外科が今年前半に患者数が減っていたんですけど、理由はよく分からないんですけど、9月、10月と持ち直してき

ています。今はむしろ大きく増えています。さっき藤本補佐が言わなかったんですが、例年10月は気候が良くなって入院患者数は減るんですけど、今年は減らなかったということです。

大井淳一郎委員 病床稼働率はなかなか予算に近づくのは難しくなっているんですが、医業収支比率は予算に比べたら累計で見るといいんですが、この差異はどういったことが要因でしょうか。

藤本病院局総務課課長補佐 確かに病床稼働率については、この表のように昨年度少し割り込んでいますけれども、医業収支比率は医業収益を医業費用で割ったものでして、医業収益が落ち込んだ分以上に医業費用の節減効果が出ているため、相対的に上がっています。ですから、一概に収入だけに着目すれば減っていますが、もちろんそれ以上に費用の節減も進めていますので、相対的にアップしている。ですから業績が良くなっていると御理解いただければと思います。

大井淳一郎委員 その費用の節減、前から言われている材料費の共同購入とかいうのもあるんですが、そのほかに削減に工夫をされたというのがあればお示してください。

藤本病院局総務課課長補佐 昨年度から申し上げますように薬剤の共同購入はもちろん引き続き進めていますし、医療材料の共同購入、価格交渉、これも引き続き進めています。また委託料等につきましても、年度途中でもいろいろと価格交渉は進めています。特に予算書を見られたら分かりますが、委託料につきましても、かなり規模が大きいものですから、そういった大きいところから、メスを入れていまして、できる範囲で節減の努力はずっとしています。今後も続けていきたいと思っています。

山田伸幸副委員長 先ほど高額薬品について少し言及があったんですが、これを見ても10月が8, 200万ですか、ほかを見ても10月が飛び抜けて多いんですけど、何か理由があるんですか。医薬材料ではない。

藤本病院局総務課課長補佐 10月が特に多いというのはたまたまではあるうと思います。ただ薬につきましても、当然徹底した在庫管理を行いながら、廃棄する薬なども最小限に抑えるように薬局とも調整しながら薬の

購入もやっていますので、それにつきましては大丈夫であろうと思います。

矢賀病院事業管理者 材料費の薬品費が間違いなく増えています。これは抗がん剤が非常に高額なものですから、抗がん剤の購入が増えているというふうに、昨日も経営会議があったんですけども、そこから報告を受けています。実際がんの患者が増えているということで、オプジーボがかなり有名になりましたけど、オプジーボではありませんけど、ほかの抗がん剤も生物学的製剤というのは非常に高価なんですよね。だからがんの患者が増えるとこれが増えてきて、一遍に増えるという現象が起こります。それとインフルエンザのワクチンの購入量も増えています。

杉本保喜委員 透析患者の推移、現状はどういうふうに。多くなっているんですか、それとも減っているんですか。

矢賀病院事業管理者 大体一定しています。月によって変動はありますが、大体600から650ぐらいの間で推移しています。

吉永美子委員長 次の資金繰り表は。

大井淳一郎委員 先ほど8月における一時借入金については説明がありました。企業債の償還ですが、10月に1億4,000万借りて1億9,000万返しているという形なんですけど、これはどのような…先ほど説明していただいたと思いますが、なぜこのような借入れをしたのかについて。

藤本病院局総務課課長補佐 通常資金繰りにつきましては、日々通帳をチェックしながら私がやっているのですが、大体お金が足りなくなるという時期が分かりますので、その時期に一時借入金を借りまして、毎月20日前後に診療報酬、国保・社保の億単位の入金があります。ですからそれで返せるだけ返してなるべく利息負担を減らすように一時借入金を頻繁に借り入れ、返済を行っています。

大井淳一郎委員 10月はそのような措置を取られたんですけど、そのような事態というのは結構起こり得るのかなと思ったんですけど、今年度またこのようなことがあるということなんでしょうか。

堀川病院局事務部長 昨年決算のときに説明させていただいたと思いますが、担当者は大変厳しい作業をやっています。ただやはりどこを節約するかという中でその一つが一時借入金による利息、これも何百万円になります。そういう中で借りたり返したりと、確かに手間は掛かります。それは去年から取り組んだ作業です。前月はたまたま資金繰りでなかったんですが、あるときにはすぐ返して、足りなくなるというときには借りる、その作業を頻繁にやっている結果がこういう形で表れていると思います。今後もこの作業は続くと思っています。

和氣病院局総務課長 先ほどの説明の中で抜けているところがありますので、追加したいと思います。同じ月の中で1億4,000万円借り入れて、1億9,000万円を返済しているということですが、職員の給与の支払日が21日です。診療報酬入金の入金日によっては給与の支払のほう先になることがありますので、そこで一時的に借入れをして、診療報酬が入ってきたらそれで返済するという、そういうことで同じ月の中で大きな金額の動きがあるということになります。

大井淳一郎委員 給料というのはずっと払っていかれるものなので、それを想定した上での予算組みなので、一時借入金というのは想定しないほうがいいんだけど、その辺厳しいやりくりでされているなという印象を持ちました。今後はまた言われなくても分かっていると思いますので、その辺はまた予算組みされてください。

山田伸幸副委員長 私もよく市民病院には行くことがありますが、駐車場のことなんですけど、労災病院なんかは20分ぐらいまでは無料なんですけど、料金所があって、料金を取られているということなんですけど、そういった市民サービスの向上も併せて、そういった検討も今後必要ではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

堀川病院局事務部長 まず料金うんぬんの前に今外来患者が大変増えています。そういう中で駐車場が非常に手狭になっているなという感があります。私どもも窓から見ると、車が空いているところをぐるぐる探しているのも見掛けています。そういう中でまずその駐車場の確保ということで、今検討している最中です。それで次の、委員言われる有料化はど

うかと。そういう表現でよろしいんですかね。

山田伸幸副委員長　そういうふうを受け取っていただいて…

堀川病院局事務部長　これにつきましては、今検討はしていません。ただやはりどこかお金を払って土地を借りるとか経費が掛かるようになれば、ちょっとそういうことも考えなければいけないかもしれません。今時点においてはまだその駐車場代を頂くというところまでは至っていません。

吉永美子委員長　今の発言だとぐるぐる回っているということは、止めるところがなくて病院に来ずに帰ってしまうというケースもあり得るということですか。

堀川病院局事務部長　院内に入る時間が少し遅れるということです。それで帰られるということは見ていません。

吉永美子委員長　止めるところはあるということですね。

堀川病院局事務部長　何度か回ればあるということです。

矢賀病院事業管理者　外来患者全員にアンケート調査したことはないんですが、駐車場がただというのが市民病院に掛かりやすい要因の一つになっていることは事実だと、そういう声はよく伺います。

吉永美子委員長　次の経営会議の概要は。

大井淳一郎委員　来年度に向けての課題ということで、地域医療体制の強化ということがあったと思うんですが、具体的に地域医療体制の強化に向けて何か取組とかあるんでしょうか。

矢賀病院事業管理者　地域連携室を充実させます。地域連携室の職員が一人病欠したこともあって、今年の11月から一人増員していきまして、12月から場所も新たに広めの場所を確保して、専用の電話回線を、今使っていないところがありますので、地域連携室用の専用の電話回線にして、それを広報していく予定にしています。だから間違いなく充実してくる

と思います。

大井淳一郎委員 地域連携室について確認なんですけど、従来医事課の職員を一人充てているだけということなんですけど、今スタッフ体制というのはどうなんでしょうか。

岡原病院局事務部次長 現在、地域医療連携室は室長が兼務の看護師が1名ですけれども、専任で看護師2名と社会福祉士が2名、このような体制でやっています。もちろん必要に応じて医事課の職員なり応援体制は取るようにはしています。

山田伸幸副委員長 地域連携室は非常に重要な役割を持っています。退院に向けて体制を整えていく、その後の福祉的なサービスにもつなげていく、あるいは引き続き訪問看護等も入れていかなくちゃいけないような方を退院させていかざるを得ないときに、そういった地域連携室の役割というのはすごく重要になってきていると思うんですね。ですから今言われるように社会福祉士が2名張り付いているというのは、非常に心強いんですが、それがきちんと機能できるような体制あるいは地域の医者に引き継いでいくとか、そういったことまでできているのかどうなのか、その辺はいかがでしょうか。

岡原病院局事務部次長 社会福祉士2名の配置ということで、人員的には厚くなりつつあると思うんですけれども、この中でも直近で採用した方は病院勤務自体が初めてであるということで、今職場内での研修という形で、いろいろなことを吸収しているところです。新規に採用しただけではなく、連携室の職員として必要なスキルというのは、たくさんあるものですので、これから地域連携室の職員を対象とした研修会、外部の研修会などがあれば積極的に受講して行って、スキルを高めていこうと考えています。

山田伸幸副委員長 私も以前ある病院で家族が入院して退院後のケアということで、その病院の地域連携室の職員と近所のケアマネジャー、地域の医者の担当の方と併せてお話をし、退院後も安心して年寄りを家に置いておかれるということがあったんですね。そういった意味で、非常に地域連携室の果たす役割というのは重要だと思っていますので、ただ単に

配置しただけではなくて、先ほども言いましたように退院後地域で安心して暮らしていけるような、そういうところまできちんと責任を持っていていただきたいなと思います。

矢賀病院事業管理者 入退院支援はこれから在宅患者が増えてくるということもありまして、非常に重要視されている政策だと思います。また診療報酬もそういうところに手厚くされるようになってきています。これまでも入退院支援については一人のMSWと看護師が行ってきたわけですが、どうしても人数が足りないものですから、十分行えているとは言えない状況でした。このたび一人増員になることによって、お互いに業務がカバーし合えるようになります。だから時間的な余裕が生まれるということと、スペースを広くしましたので、1か所に職員が集められますので、お互いにカバーできるということで、充実するのは間違いないと思っています。

吉永美子委員長 以上で終わります。それでは職員入替えのため、15分まで休憩します。

---

午後2時12分 休憩

---

---

午後2時15分 再開

---

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じて民生福祉常任会を再開します。次に日程第8、議案第103号山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。執行部の説明をお願いします。

尾山健康増進課長 それでは議案第103号山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例の制定について説明します。このたびの改正は山陽小野田市小野田保健センターが保健施設としての役目を終えたことにより、山陽小野田市保健施設条例第2条の保健施設の名称及び位置の表から山陽小野田市小野田保健センターの項を削除する改正を行うものです。改正理由について説明します。平成17年の合併後、新市では2か所あった保健センターのうち、山陽地区に設置されていた保健センターを保健事業の拠点とし、小野田地区の保健センターは小野田地区の市民の利便性を考慮し、交替で2名の職員が常駐する分室のような位置付けで活動

を行ってきました。しかし、平成30年4月に子育て総合支援センター・スマイルキッズが開所したことにより、山陽小野田市小野田保健センターの母子保健関係機能を移転し、その他事業も公民館等での実施に切り替えました。その後その体制で業務に支障が出ないか経過を見ていましたが、特段支障がないことが確認できたため、山陽小野田市保健施設条例を一部改正し、平成31年1月1日をもって山陽小野田市小野田保健センターを廃止するものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を受けません。質疑のある方挙手を願います。

大井淳一郎委員 母子保健事業を行っていたということなのですが、この施設はほかにも食育関係の、私もねたろう食育博士だったりするんですが、そういった食育関係の拠点だったこともあります。そうした事業は今後どのような形になるんですかね。

尾山健康増進課長 母子保健事業以外に今大井委員が言われた食育の事業だとか一部成人関係の事業も行っていました。今質問がありました食育関係につきましては、ねたろう食育博士養成講座等は各公民館若しくは厚狭地区の保健センターで継続実施をしています。また食生活改善推進員の事業に関しましては、会員数が多い地区の、具体的には高千帆公民館ですが、こちらの公民館に活動の拠点を移して行っているところです。また成人関係の一部事業につきましては現在厚狭地区の保健センター若しくは各公民館で開催をしているところです。

大井淳一郎委員 これは今そうなっている状況ですが、利用者が今までの小野田保健センターから各公民館に移ったことによって何か困ったことがあったとか、そういった声はあるのかについてお答えください。

尾山健康増進課長 例えば食生活関係で食推全員の意見を伺ったわけではありませんが、一部伺っている意見に関しましては先ほどちょっとお伝えしましたが、逆に高千帆公民館で近くなって便利が良くなったというような意見も伺っています。また事業によっては遠くなる方もいらっしゃるれば近くなる方もいらっしゃるということで、便利になった方もいらっしゃるれば若干不便になった方もいらっしゃるというところだと考えていま

す。

大井淳一郎委員 遠くなる人もいらっしゃるかと思いますが、確認ですけども今厚狭にある山陽小野田市保健センターにそういった事業を全部統合させるってわけではない、そうした活動の拠点は今行っている各公民館ということで厚狭地区にあります保健センターに統合するというわけではないということですね。

尾山健康増進課長 行事によりましては市民の利便性を考えて公民館だとか地域にある施設に出向いての開催というのを考えていますので、全てを厚狭の保健センターで実施というふうには考えていません。

山田伸幸副委員長 保健センターとしてはなくなるけれど、あの建物は引き続き市で所有し活用していくということではよろしいのでしょうか。

尾山健康増進課長 もしこの条例改正が議決されれば普通財産に所管替えをする予定にしています。その後の利活用につきましてはやはり保健センターの役割は終わったといえども、長く保健事業の拠点として市民からそういうふうな位置付けであることと、隣接に急患診療所等がありますのでその辺りを踏まえて引き続き医療・保健の拠点として活用できるようなことを考えていきたいと考えています。

大井淳一郎委員 今後あそこの保健センターなんですけども、急患診療所は存続するんですけど急患診療所以外に何か使う用途があるんですか。今の話だと医療・保健の拠点として何か別の利用も考えているように聞こえたんですが。

尾山健康増進課長 跡地利用ということでお答えをさせていただきました。

大井淳一郎委員 跡地利用というと崩すかなと思うんですけど、崩すんですか。ちょっとイメージがね。

尾山健康増進課長 崩すわけではありません。

大井淳一郎委員 崩すわけではないんですけど、二、三年はないと思うんです

が将来のことを考えると、その辺は急患診療の在り方なんでまた別の論点だと思うんで、それは当然今後のことだと考えているんですが、その辺は大体今のところどのように捉えていますか。

尾山健康増進課長 先々ということでお答えさせていただければ、先ほど申しましたように急患診療所のことにも考えながら運営に差し支えがないような形で何らかを考えていきたいと考えています。

吉永美子委員長 昭和56年開設だけど建築は前なので建築基準法の現在のには適していないになるかね。建築基準法的にはどうなっていますか。

岩本福祉部長 これは昭和56年の建設ですので、ちょうどそれから新耐震基準の建築基準となっていますので、その前に建築確認を受けた施設ということで現在の耐震基準には適合していない施設ということになります。

山田伸幸副委員長 それなりの面積を持った部屋もあるわけですし、ほかに市民が例えばこういうことで使いたいという申出があったときに使えるのかどうなのか、その点いかがでしょうか。

岩本福祉部長 保健センターの後の利用ということになりますけども、本当にいろんな角度から検討しているところです。ただ市で持つということになりますとかなり経費の負担が出てまいりますので、そういうことも踏まえて柔軟な考え方を持って考えていきたいと思っています。市民に利用するというのも今のところ議論の対象となっていませんけども、現在はそういう段階であるということでお了解いただけたらと思います。

山田伸幸副委員長 というのも、市民館、小野田公民館が工事中で利用できないんですね。それでほかの館に利用者が来ているんですけど、今度はほかの館が借りづらくなっていて非常に困っているんですね。そういった面で短期間になるかもしれませんが、そういう市民からの利用申出があれば利用できるのかどうなのかということをお聞きしたんですけど。

岩本福祉部長 この施設は先日御覧いただきましたけどもかなり古くなっています。その維持管理費も相当掛かる状態となっていますから、それを市民の利用に供するという事は考えていません。

大井淳一郎委員 市民の利用は考えていないとすると、耐震工事も考えていないということですか。耐震工事もせずにそのままどうしていくかを考えていくという感じですか。

岩本福祉部長 耐震工事についても考えていません。

大井淳一郎委員 どこかに売るということを考えているんですか。

岩本福祉部長 なかなか答えにくい質問であったんですけども、実際、ある医療系の団体からの要望書が出ているということがあります。平成27年に出ています、またこのたび改めて要望書が提出されまして、それについては従前から保健センターの今後のことも含めて協議、検討しているという段階です。まだ何らかの結論に至ったということはありません。

吉永美子委員長 質疑はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を閉じたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第103号山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第103号は可決すべきものと決しました。それでは本日の民生福祉常任委員会は閉会します。お疲れ様でした。

---

午後2時29分 散会

---

平成30年12月5日

民生福祉常任委員長 吉永美子